

平成26年第3回

おいらせ町議会定例会

会議録第3号

おいらせ町議会 平成26年第3回定例会記録

おいらせ町議会 平成26年第3回定例会記録				
招集年月日	平成26年9月9日（火）			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	平成26年9月9日 午前10時02分 議長宣告			
延 会	平成26年9月9日 午後 4時36分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	高 坂 隆 雄	2 番	田 中 正 一
	3 番	平 野 敏 彦	4 番	檜 山 忠
	5 番	日野口 和 子	6 番	川 口 弘 治
	7 番	袴 田 信 男	8 番	沼 端 務
	9 番	吉 村 敏 文	10 番	澤 頭 好 孝
	11 番	立 花 國 雄	12 番	柏 崎 利 信
	13 番	西 舘 秀 雄	14 番	松 林 義 光
	15 番	馬 場 正 治	16 番	佐々木 光 雄
不応招議員	なし			
出席議員	16名			
欠席議員	なし			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	三 村 正 太 郎	副 町 長	柏 崎 源 悦
	教 育 長	福 津 康 隆	総 務 課 長	澤 上 訓
	行 政 管 財 課 長	松 林 泰 之	分 庁 サ ー ビ ス 課 長	松 林 光 弘
	企 画 財 政 課 長	小 向 道 彦	ま ち づ くり 防 災 課 長	中 野 重 男
	税 務 課 長	田 中 富 栄	町 民 課 長	小 向 仁 生
	環 境 保 健 課 長	松 林 由 範	介 護 福 祉 課 長	倉 舘 広 美
	農 林 水 産 課 長	松 林 政 彦	商 工 観 光 課 長	澤 田 常 男
	地 域 整 備 課 長	澤 口 誠	会 計 管 理 者	柏 崎 尚 生
	病 院 事 務 長	山 崎 悠 治	教 育 委 員 会 委 員 長	加 藤 正 志
	学 務 課 長	泉 山 裕 一	社 会 教 育 ・ 体 育 課 長	北 向 勝
	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	相 坂 一 男	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	松 林 泰 之
	農 業 委 員 会 会 長	山 崎 市 松	農 業 委 員 会 事 務 局 長	松 林 政 彦
監 査 委 員	名 古 屋 誠 一	監 査 委 員 事 務 局 長	袴 田 光 雄	

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 局長	袴田 光雄	事務局 次長	小向 正志
	臨時職員	吉田 美里		
町長提出議案の題目	1	「議案第42号 おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例及びおいらせ町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」の撤回の件		
	2	報告第13号 平成25年度おいらせ町健全化判断比率及び資金不足比率について		
	3	報告第14号 平成25年度おいらせ町一般会計継続費精算報告について		
	4	報告第15号 平成25年度青森県新産業都市建設事業団特定事業及び特定事業以外の事業の決算報告について		
	5	議案第38号 おいらせ町行政経営推進委員会条例の制定について		
	6	議案第39号 おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について		
	7	議案第40号 おいらせ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について		
	8	議案第41号 おいらせ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について		
	9	議案第42号 おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例及びおいらせ町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について		
	10	議案第43号 おいらせ町町税条例の一部を改正する条例について		
	11	議案第44号 おいらせ町特定商業集積を構成する商業基盤施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例を廃止する条例について		
	12	議案第45号 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について		
	13	議案第46号 字の区域及び名称の変更について		
	14	議案第47号 おいらせ町公園条例の一部を改正する条例について		
	15	議案第48号 平成26年度おいらせ町一般会計補正予算（第2号）について		
	16	議案第49号 平成26年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について		
	17	議案第50号 平成26年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）について		
	18	議案第51号 平成26年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について		
	19	議案第52号 平成26年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について		
	20	議案第53号 平成26年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第1号）について		
	21	議案第54号 平成26年度おいらせ町公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）について		
	22	議案第55号 平成26年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について		
	23	議案第56号 平成26年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第1号）について		

議員提出 議案の題目		
開 議	午前10時02分	
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。(別添付)	
会議録署名 議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。	
	7 番 袴 田 信 男 議 員	
	8 番 沼 端 務 議 員	
議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
	事務局長 (袴田光雄君)	<p>おはようございます。</p> <p>修礼を行いますので、ご起立願います。</p> <p>礼。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>ここで少々お時間をいただきたいと思います。</p> <p>昨日の9番、吉村議員に対する一般質問の答弁について教育長から一部訂正したい旨の申し入れがありましたので、訂正願います。</p>
	佐々木議長	教育長。
	教育長 (福津康隆君)	<p>昨日、第5席、9番、吉村敏文議員の一般質問、質問事項3、学校給食方法についての②給食費の収納方式はどのような方式で行うのかという答弁の中で百石地区、下田地区という答弁を行いましたが、正式には旧百石地区、旧下田地区になります。この場をおかりしまして訂正をさせていただきます。</p> <p>なお、今後このようなことが起こらないよう十分注意する所存でございます。大変申しわけありませんでした。</p> <p>以上です。</p>
会議成立 開会宣告	佐々木議長	<p>おはようございます。</p> <p>ただいまの出席議員数は16人です。定足数に達しております</p>

議事日程報告	佐々木議長	<p>ので、直ちに本日の会議を開きます。</p> <p>(開会時刻 午前10時02分)</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p> <p>日程第1、議案第42号、おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例及びおいらせ町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についての撤回の件を議題といたします。</p> <p>9月4日、町長から提出された議案第42号について、お手元に配付している撤回請求書のとおり撤回したいとの申し出がありました。</p> <p>町長から撤回理由の説明を求めます。</p> <p>演壇にてお願いします。</p> <p>町長。</p>
撤回理由の説明	町長 (三村正太郎君)	<p>本定例会に提案いたしました議案第42号、おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例及びおいらせ町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についての撤回についてご説明申し上げます。</p> <p>本案については9月4日開会の本定例会に条例の一部改正を提案したところではありますが、議員全員協議会におけるご意見を踏まえ、総合的な観点から熟慮し、時期尚早と判断いたしましたので、本定例会への提案を撤回するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質疑	佐々木議長 15番 (馬場正治君)	<p>以上で撤回理由の説明が終わりました。</p> <p>この際質疑を受けます。質疑ございませんか。</p> <p>15番、馬場正治君。</p>
		<p>本議案の撤回の理由については理解いたしましたけれども、8月26日に議員全員協議会が開催されまして、条例の修正案についての説明がなされた際にさまざまな意見が議員から出されておりますけれども、今月4日に本会議開会するまでの間に撤回を申し出なかったのは、どのような理由なのかをお聞かせいただき</p>

		<p>たいと思います。</p> <p>十分時間的な余裕はあったはずですがけれども、4日の本会議で上程し、議案上程の提案理由まで説明された後に取り下げたということは急遽ということになりますけれども、このような例は過去にそう多くないと思われま。議案が議員に配付されてから本会議までの間に撤回された例は多いわけですがけれども、稀な例であると思いますので、なぜ上程後に撤回することになったのか、その具体的な納得できる理由をお聞きしたいと思います。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (三村正太郎君)</p>	<p>答弁を求めます。</p> <p>町長。</p> <p>この件について26日に全協をお願いをして皆さん方のご意見をいただきました。4日には上程をさせていただいたわけでありま。けれども、この期間やはりいろいろな意見を踏まえての熟慮する時間、これがかかったということでご理解をいただきたいと思。早急に撤回したというのではなくて、その期間によく考えた上での総合的に判断をし、ここに書いてあるとおりの理由であるにご理解をいただきたいと思。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>15番 (馬場正治君)</p>	<p>15番。</p> <p>私たちがふだん会議を開くのにマニュアルとしておりますこの議員必携、この110ページには一たん提案された議案の撤回・修正については地方自治法には定めがないというふうに記載してござ。ただし、標規第20条に会議の議題となった事件を撤回し、または訂正しようとするとき云々は議会の許可を得なければならないとされていると。上程されて提案されたものは既に町長の手元にはないわけ。既に議会預かりになっておりますので、議会の許可が必要ということでご。けれども、議案について最終的に可決・否決を決定するのは議会でありま。</p> <p>したがって、撤回または訂正の申し出があったとき、その申し出の理由が根拠薄弱であったり町村長の提案したもので否決ま</p>

質疑		<p>たは修正が予想されるため、急遽撤回または訂正を申し出たような事例の場合は、議会として十分検討して自主性のある判断を下すべきであるとされていますので、議会としても慎重に議論の上、許可するかどうかを決めなければならないというふうに思いますので、議長にはよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
	佐々木議長 (議員席)	<p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	佐々木議長 (議員席)	<p>なしと認め、本件に対する質疑を終わります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議案となっています議案第42号、おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例及びおいらせ町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についての撤回の件について、許可することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	佐々木議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は許可することに決定しました。</p> <p>撤回承認により日程第9は欠番となります。</p> <p>日程第2、報告第13号、平成25年度おいらせ町健全化判断比率及び資金不足比率についてを審議する前に監査委員により提出されております意見書について質疑を受けます。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>3番、平野敏彦議員。</p>
	3番 (平野敏彦君)	<p>審査意見書の全般ですか、ページで示していただければと思います。</p>
	佐々木議長	<p>19ページから21ページです。</p>
	3番 (平野敏彦君)	<p>了解しました。私は全般にわたっての質疑かと思いましたが、19ページからですとありません。</p>
	佐々木議長 (議員席)	<p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>

<p>当局の説明</p>	<p>佐々木議長</p> <p>企画財政課長 (小向道彦君)</p>	<p>なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第2、報告第13号、平成25年度おいらせ町健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>それでは、報告第13号についてご説明申し上げます。議案書の1ページをごらんください。</p> <p>本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告するものであります。</p> <p>2ページをごらんください。</p> <p>初めに健全化判断比率であります。実質赤字比率及び連結実質赤字比率ともにすべての会計の決算が黒字であったことにより数値の計上はありませんでした。また、実質公債費比率は13.7%、将来負担比率は59.2%で、ともに国の定めた早期健全化基準の比率を下回っております。</p> <p>次に資金不足比率であります。公営企業に係るいずれの特別会計におきましても資金不足はなく、数値の計上はありませんでした。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>この際質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>3番、平野敏彦議員。</p> <p>この数値から見ますと非常に黒字で成績がいいというふうな評価ができますけれども、例えばこの実質公債費比率は国の定めた25%を大きく下回って13.7%であります。ということは、それだけ償還する金額が低いというふうなことで理解をするわけですが、さらにそれを裏返せば、それだけ投資的経費、そういうふうなもの事業を起こしていないというふうな、やっていないんじゃないかと。本来、国が25%以内であればいいですよというふうな基準があるわけですから、私はもっと、このパーセントというのは上がってもいいんじゃないかと。適正な数値まで引</p>

		<p>き上げるぐらい投資的経費に充当して町民サービスを徹底すべきだと私は思いますが、この辺の考え方についてお聞かせをいただきたいと思います。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>企画財政課長 (小向道彦君)</p>	<p>答弁を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>必要な事業をやっていないということであれば問題かと思えますけれども、やるべき事業をやって借金も少なく健全な財政ということはいいことだと思っております。</p> <p>以上であります。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>確かに課長の言うのも理解できますけれども、ただ、議会で議論しているいろいろな、例えば除雪に対応する形式的な部分も予算的に計上しないで急遽補正で対応したり、それから借り入れが伴う事業でも要望があるものを先送りしているというふうなことも私は懸念するわけです。やはり会計は年度予算ですから、その中で適正に執行して行くというふうな基本的な考え方を持って、やはり財政運営をすべきで、ただただ使わないで、その金を黒字にすればいいというふうな財政運営の考え方というのは私はちょっと自分の考えと違うなというふうな思いがありますので、この辺をもっといろいろな意味で議会の要請、そういうふうな質問があったものに対しても柔軟に対応できるような財政運営を希望して終わります。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (三村正太郎君)</p>	<p>町長。</p> <p>ただいまのご質問でありますけれども、私と平野議員とは大体同じ考えでございます。要望があったのをカット、カットで財政が豊かになったという、これはちょっと当たらないし、行き過ぎてもだめ、バランスが大事ですので、そういったことでは適正な公債比率で確保しながらもサービスは十分こたえていきたいと思っております。私は公約には積極的な、健全財政を確</p>

		保しつつ積極財政の投資ということをやっておりますので、平野さんとは同じであります。
	佐々木議長	ほかにございませんか。 4番、 檜山 忠議員。
質疑	4番 (檜山 忠君)	今の町長のお答えの中で聞きたいんですけども、バランスということで大体何パーセントぐらいを考えていますか。それを教えていただけますか。
	佐々木議長	答弁を求めます。 町長。
答弁	町長 (三村正太郎君)	国で定める基準というのがありますから、そういったものの範囲内においては適正であると私は考えておりますから、必要以上になると大変ですけども、やはりそれなりの範囲内であれば、それこそ住民の要望にこたえるということには必要ではないでしょうか。私はそのように考えておりますので。だからバランスという言葉はちょっとあれですけども、健全財政を確保しながらいくんだということをバランスだと思っていただければ理解できるのではないかと思います。
	佐々木議長	4番。
質疑	4番 (檜山 忠君)	前回の回答の中で18%ぐらいというふうなのが話にあったんですけども、そこら辺で考えていてよろしいんですかね。
	佐々木議長	町長。
答弁	町長 (三村正太郎君)	大体そのぐらいがベターなところではないかと私そのものは考えております。
	佐々木議長 (議員席)	ほかにございませんか。
	佐々木議長	**なしの声** なしと認め、本件に対する質疑を終わります。

		<p>以上で報告第13号を終わります。</p> <p>日程第3、報告第14号、平成25年度おいらせ町一般会計継続費精算報告についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p>
当局の説明	<p>企画財政課長 (小向道彦君)</p>	<p>それでは、報告第14号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の3ページ、4ページをごらんください。</p> <p>本件は、平成24年度から平成25年度にかけて実施いたしました町勢要覧作成事業の終了に伴い、地方自治法施行令第145条第2項の規定により継続費の精算報告をするものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>佐々木議長 (議員席)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>この際質疑を受けます。質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	佐々木議長	<p>なしと認め、本件に対する質疑を終わります。</p> <p>以上で報告第14号を終わります。</p>
当局の説明	<p>企画財政課長 (小向道彦君)</p>	<p>日程第4、報告第15号、平成25年度青森県新産業都市建設事業団特定事業及び特定事業以外の事業の決算報告についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>それでは報告第15号についてご説明申し上げます。議案書の5ページをごらんください。</p> <p>本件は、当該事業団から平成25年度決算について報告がありましたので、地方自治法の一部を改正する法律附則第3条による改正前の地方自治法第312条第3項の規定に基づき報告するものであります。</p> <p>当町にかかわる百石住宅用地造成事業の概要を申し上げ、他の事業についてはご参照いただくことで説明を省略させていただきます。</p>

		<p>それでは別冊資料1、平成25年度青森県新産業都市建設事業団特定事業決算の17ページをごらんください。</p> <p>百石住宅用地造成事業損益計算書の1、営業収益の用地売却収益は2件分で1,723万9,596円。</p> <p>2の営業費用は用地買収原価等で1,219万2,161円で営業利益は504万7,435円となりました。</p> <p>3、営業外収益は町からの補助金及び百石工業用地造成事業剰余金等で7億4,335万6,707円で、4、営業外費用は19万6,507円となりました。</p> <p>これらにより当年度純利益は7億4,820万7,635円となり、前年度までの繰越欠損金に当年度利益を加えた当年度未処理欠損金は5億46万7,511円となり、翌年度へ繰り越しされております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (<u>檜山 忠君</u>)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>この際質疑を受けます。質疑ございませんか。</p> <p>4番、<u>檜山忠議員</u>。</p> <p>関連質問をしたいと思っておりますけれども。というのは、洋光台の団地の軟弱地盤のところソーラーシステムを入れるというふうなことの、それが全協で話し合われて、その方向に進むんだということになっていたと思うわけです。それがどういうふうになっていますか。それをお聞かせ願えますか。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>企画財政課長 (<u>小向道彦君</u>)</p>	<p>答弁を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>ソーラー太陽パネルの件については、現在、工事費が予想以上にかかるということで進んでおりません。</p> <p>ただ、すっかりやめたのかといいますと、まだ可能性は残っているということで、現在はそれらを考慮してどうするかということで考えている最中だということでもあります。</p> <p>以上で終わります。</p>

質疑	佐々木議長	4番。
	4番 (檜山 忠君)	あのときに話したときには8月ごろには大体結果が出てくるだろうというふうな話だったので、この間8月に行ってみました。そしたら、そのままの更地のままでしたので、やはりそういうふうなことについては報告するものは報告すべきじゃないでしょうか。今後ともその報告を怠らないようによろしく願いいたします。
	佐々木議長 (議員席)	ほかにありませんか。
	佐々木議長	なしと認め、本件に対する質疑を終わります。 以上で報告第15号を終わります。
	佐々木議長	日程第5、議案第38号、おいらせ町行政経営推進委員会条例の制定についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。
当局の説明	総務課長 (澤上 訓君)	それでは議案第38号についてご説明申し上げます。 議案書の6ページから8ページとなります。 本案は、行政サービスの質の向上と効率的かつ効果的な行政経営の推進を目指し、新たに行政改革懇談会にかわる行政経営推進委員会を町の附属機関として設置するために地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき提案するものであります。 なお、行政経営推進委員会の設置により、これまで外部委員で構成する組織として設置していた行政改革懇談会は廃止するものであります。また本条例の制定に伴い、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償額に関する条例について行政改革懇談会委員から行政経営推進委員会委員へ名称を変更することから、附則において、この条例の一部の改正を行うこととしております。本条例の施行期日は公布の日とするものであります。 以上で説明を終わります。

<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>のはございません。</p> <p>3番。</p> <p>私が質問しているのは、各町内各種団体の推薦を受けた者というは団体から推薦は受けますけれども、どの団体にどういうふうな働きかけをして推薦を要請するのか、それを聞いているわけですよ。町内各種団体といたしますと、例えば文化団体、スポーツ団体いっぱいあるわけで、監査委員が法令外負担金の部分で監査するのは200も団体があるというふうなことを聞いていますけれども、じゃあ、その200の団体に推薦依頼をするのか、町がですよ。委員会、1回目はそういうふうな形で対応することになると思いますけれども、そういうふうな形で、どの団体に要請するというふうなのが決まっているのか、それを聞いているわけです。</p> <p>それから、この必要な事項というのは前の行革から名前が変わる、そして組織が変わるわけで、前の行革の部分では、どういうふうなことを審議し、検討したかというふうな部分はあると思いますよ、私は。今これから構成が変わったりなんかすることは理解できますけれども、行政改革懇談会が前にあって、それが今度、行政経営推進委員会に変わるわけですから、少なくとも行政改革懇談会でいろいろな調査検討した部分があると思いますよ。やはりそれは変わらないんじゃないですか。この辺もう一回確認させていただきます。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>総務課長 (澤上 訓君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>行政経営推進委員会ですけれども、これはこれから立ち上げて27年度に委員会を開催していくということになっておりますので、まだ具体的な内容については、これからということになっております。</p> <p>それから行革の検証というんですか、検証についても、この推進委員会において今後、検証をしていくということになっております。</p> <p>以上です。</p>

		<p>団体につきましては、それも今これから検討していくということになっていきます。</p>
	佐々木委員長	3番。
	3番 (平野敏彦君)	<p>最後になりますが、やはりこういうふうに条例の制定ですから、いろいろな意味で幅広く、対議会に対応するものをもって提案してほしいなと私は思いますよ。どうも私が聞いているのと、私の質問している意図がよく理解されていないなと思いますので。</p> <p>終わります。</p>
	佐々木議長 (議員席)	<p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	佐々木議長 (議員席)	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	佐々木議長 (議員席)	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第38号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	佐々木議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	佐々木議長	<p>日程第6、議案第39号、おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>町民課長。</p>
当局の説明	町民課長 (小向仁生君)	<p>それでは議案第39号、おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。9ページになります。</p> <p>本条例は、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条</p>

	<p>第2項の規定により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について条例で定める必要があることから提案するものであります。</p> <p>なお、本日議長のお許しを得まして、本来であれば新設の条例は1条ごとに詳しく説明すべきところですが、条数が多いことから、先般、事前にお配りいたしました別紙説明資料に基づいた説明に変えさせていただきたいと思っております。A4とA3判の綴ったやつでありますけれども。</p> <p>それでは説明いたします。</p> <p>先般行われました議員全員協議会で制度の経緯と背景をご説明しておりますので、その部分については割愛させていただきます。</p> <p>それでは、ご説明申し上げます。</p> <p>議案第39号から議案第41号関係、子ども・子育て関連3法による町条例制定の提案理由、説明資料をごらんいただきたいと思います。</p> <p>まず条例の内容を説明する前に、現在の当町における幼稚園、保育所、放課後児童健全育成事業の現況を申し上げます。A4の用紙のほうになります。</p> <p>子ども・子育て関連3法による町条例制定の提案理由、説明資料。</p> <p>1) ですが、幼稚園・保育所(園)・放課後児童健全育成事業の現況といたしましては、現在、認定こども園1施設、これは幼稚園型です。幼稚園が1施設、保育所(園)が13施設、放課後子供プラン推進事業がございます。</p> <p>まず認定こども園ですが、入所要件は3歳から5歳の児童、幼稚園になります。それから、それと認定こども園でございますので、ゼロ歳から2歳の児童、これが保育園として併設でもって運営されているということになります。</p> <p>それから、次の保育料は施設が設定をいたします。</p> <p>財政措置といたしましては、施設に対して県が4分の3、町が4分の1の割合で運営費を負担しております。</p> <p>保育料の徴収事務は施設が実施をしております。</p> <p>入所受付は施設が実施しております。米印で例を挙げておりますけれども、幼稚園が空き教室を利用して保育を行うことがで</p>
--	--

	<p>き、3歳の兄が幼稚園、2歳以下の弟が保育園と同じ施設に入ることができる、これがメリットであります。</p> <p>次に幼稚園ですが、入所要件は3歳から5歳の児童になります。</p> <p>保育料は施設が設定いたしております。</p> <p>財政措置は園に対して県が運営費負担、これについては私立大学等と同じように私学助成金として財政措置がされております。</p> <p>保育料の徴収義務は施設が実施しております。</p> <p>入所の受け付けは同じく施設が実施しております。</p> <p>次に保育園ですが、入所要件は家庭での保育ができない小学校就学前の児童が入所要件となります。</p> <p>保育料は裏面に記載してある保育料が現在の保育料となります。</p> <p>戻っていただいて、財政措置に関しては、諸園に対して国が4分の2、県が4分の1、町が4分の1の割合で運営費を負担しております。</p> <p>保育料の徴収事務は町が実施しております。</p> <p>入所の受け付けも同じく町が実施をしております。</p> <p>放課後子供プラン推進事業ですが、①として放課後子供教室がございます。これは直営で2施設がございます。</p> <p>②として放課後児童クラブが直営で5施設、委託で2施設ございます。</p> <p>入所要件は、①は1年生から6年生まで、②のほうは1年生から3年生までとなっております。</p> <p>保育料は①、②ともに原則なしであります。ただし、おやつ代を徴収する施設もあるやに聞いております。</p> <p>財政措置は施設に対して国が3分の1、県が3分の1、町が3分の1の割合で運営費を負担しております。</p> <p>保育料の徴収義務は、1、2ともに施設が徴収することになっております。</p> <p>入所受付は、①のほうは教室または町が実施、②は施設が実施ということになっております。</p> <p>裏面にまいります。</p> <p>参考といたしまして、先ほど申しました現在の当町の保育料を掲載しております。上の表が右が国の基準保育料の額で左が当町</p>
--	--

	<p>の保育料の額です。左端にAからDの6までの区分がありますが、C1及びD1から6とある行をごらんいただき、町と国を比較すると町の保育料が低くなっております。その分町の政策として安くしているということでもあります。</p> <p>なお、兄弟が2人以上入所する場合は、2人目が2分の1、3人目以降がゼロ円となります。また下の表は第3子以降が入所する場合の保育料減額をあらわしております。</p> <p>以上のことを踏まえて、では、新制度ではどのように変わっていくかをご説明申し上げます。</p> <p>2) 議案の内容、概要というA3判の資料をごらんいただきたいと思っております。</p> <p>左に議案第39号を、真ん中に議案第40号を、右に議案第41号を記載しております。ただいまは議案第39号ですので、左をごらんいただきたいと思っております。</p> <p>当該条例は52条からなっております。第1条の趣旨から52条の特定利用地域型保育の基準までを定めております。</p> <p>なお、議案書では9ページから41ページとなります。</p> <p>まず、新制度の概要であります。第1章であります。第1条から第3条に対応しております。</p> <p>小学校就学前の子供が幼稚園や保育所等の教育・保育施設を利用した際に、施設や事業者に対して市町村から給付費が支払われることとなります。施設等がこの給付費の支払い対象となるためには、一定の運営基準等を満たしているかどうかについて市町村の確認を受けることが必要となります。</p> <p>すみません、ここで米印を入れておりますけれども、その米印というのは記載しておりません。落ちておりました。大変失礼いたしました。この米印は確認ということで補助金の支給対象施設であるかどうかを調べる、確認という行為が市町村で発生するということでもあります。</p> <p>その基準等について市町村が条例等で定めることとされていることから、当町におきましても必要となる基準を条例により定めるものであります。</p> <p>なお、給付費の支払い対象として町の確認を受けたものを、1、特定教育・保育施設、2、特定地域型保育事業と言います。</p> <p>1の特定教育・保育施設は、幼稚園、保育所(園)、認定こ</p>
--	--

	<p>も園、認定こども園は幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型に分けられます。</p> <p>次に②特定地域型保育事業ですが、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、この4つに分けられます。</p> <p>下の表にまいります。</p> <p>運営基準の内容ですが、第2章と第3章になります。第4条から52条に対応しております。</p> <p>現在、町の実情に国の基準と異なる内容を定める特別な事業や特性がないことから国の基準の内容を当町の基準といたします。</p> <p>第2章①においては特定教育・保育施設の運営に関する基準を定めております。</p> <p>第3章においては②の特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めております。</p> <p>なお、附則として施行期日を子ども・子育て支援法の施行の日と定めております。また子ども・子育て支援法に定めてある私立認可保育所に関する特例、利用定員に関する特例と施設型給付費等に関する経過措置、連携施設に関する経過措置を合わせて定めております。</p> <p>次に、裏面にまいります。上の表が議案第39号、下の表の上のほうは議案第40号、一番下が議案第41号となっております。</p> <p>まず上の表であります。左から施設の区分、現行制度存続の有無、新制度の選択、新給付制度の移行、これは財政措置になります。</p> <p>次に、保護者からの徴収事務、入所受付事務、それから保育料、新制度の入所対象児童という順でご説明を申し上げます。</p> <p>まず先ほど言いました①の特定教育・保育施設は定員が20名以上となっております。その中には幼稚園、保育所、認定こども園が現在ありますので、それらがどのように変わっていくかといいますと、新制度の選択といたしまして、1つはねて新制度の選択を見ていただきたいと思います。</p> <p>幼稚園は①として幼稚園として運営していきます。新制度のもとで幼稚園として運営していきます。また②として認定こども園として運営をしていきます。③として現行のままで学校教育法の</p>
--	---

	<p>もとで運営をしていきます。</p> <p>次に保育所は、④ですが、保育所として運営してまいります。</p> <p>⑤として認定こども園として運営してまいります。</p> <p>次に現在行われている認定こども園は、⑥として幼保連携型として運営してまいります。次に②とありますけれども、これは間違いではなくて先ほど言いました幼稚園のほうの2がそのままこちらにも移行されてくるというふうなことであります。②幼稚園型として運営されます。次に⑤として保育所は保育所（園）型として運営されます。最後に、7つ目として地方裁量型として運営してまいります。</p> <p>ここでおわかりのとおり、現行制度そのものは廃止されて新しい制度にすべてが移行されるというふうなことでご理解いただきたいと思います。ただ、学校教育法のもとの幼稚園運営だけはそのまま存続されるということでもあります。</p> <p>次に、真ん中の新給付制度の移行、財政措置であります。現在から新制度に移行すると、このようになりますということで、現在は幼稚園でいいますと①が私学助成、これは県が直接ですが、施設型給付になりまして町が給付することになります。また幼稚園の②に関しては私学助成から施設型給付に変わっていきます。</p> <p>というふうなことで、このようにすべてが県から行われていたのが町に、町からのものはそのまま町がというふうなことで引き続いてまいります。</p> <p>ここで④の保育所（園）の運営ですけれども、新制度になりましても運営費は同じく町から施設型給付として支給されていくということになります。</p> <p>次に、保護者からの徴収事務ですが、幼稚園の①から3番までは事業所が保護者から直接徴収いたします。保育所につきましては、4番目の保育所として運営する場合は町がそのまま徴収してまいります。ただ、次の⑤の認定こども園として運営する場合は、事業所が保護者から徴収する形になります。認定こども園については、すべて事業者が保護者から直接徴収という形になります。</p> <p>入所の受け付けの事務ですが、幼稚園は施設が行います。保育所は保育所として運営する場合は町が受け付けを行います。ただし、認定こども園として運営する場合は施設が行います。認定こ</p>
--	---

	<p>ども園につきましては、施設が入所の受け付けを行います。</p> <p>保育料につきましては、現行と同じく国の定めた基準を上限として金額を設定したいというふうに考えております。ただ、ここではまだ、この条例ではその数字までは出ておりません。これは国の基準を上限として町が規則もしくは要綱等で定めていきたいということになります。</p> <p>次に、最後になりますが、新制度の入所対象児童ですが、幼稚園の①は現行どおり、②の認定こども園として運営する場合は、新たにゼロ歳児から2歳児の入所が可能、それから3番目の学校教育法のもとでの運営は現行どおり、保育所に関しては保育所として運営する場合は現行どおりとなります。それから保育所の認定こども園として運営する場合は、新たに3歳児から5歳児の入所ができなかった児童の入所が可能になるということになります。それで認定こども園に関しては現行どおりということになります。</p> <p>次に、特定地域型保育事業、これは先ほどは定員が20名以上と申しました。今回のこの特定地域型保育事業は定員が19名未満になります。19人以下です、失礼しました。以下になります。19人も入ります。これについては、第37条から第52条、下の表で次の議案第40号で説明をしてみたいと思います。</p> <p>共通事項といたしましては、設置認可事務は従来と変わらず県が行います。設置の認可事務は県が行います。ただし、特定地域型保育事業は町が行うこととなります。</p> <p>新たに設けられた確認事務は町が行います。ただし、現行のまま学校教育法のもとで運営する幼稚園については従来どおり県が行うこととなります。</p> <p>3つ目として施設型給付の対象となる子供は1号認定、2号認定、3号認定というふうに区分されます。</p> <p>最後に条例でうたわれておりませんが、国の基準保育料の額、先ほどもちょっと触れましたけれども、上限が定められております。それに伴う町の保育料の額は、まだ決まっておりません。規則もしくは先ほど言いました要綱で定めたいと考えております。</p> <p>なお、その際に考慮すべきことは、保育料等の値上げにならないようにすること、条例が適用となる認定こども園、幼稚園、保育所(園)が現行の運営、経営状態から著しく悪化しないよう町</p>
--	---

質疑	<p>佐々木議長</p> <p>1 2 番 (柏崎利信君)</p>	<p>として、できる限りのお手伝いをしていかなければならないというふうに考えております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>1 2 番、柏崎利信議員。</p> <p>この綴りの(2)のところでもって認定こども園の⑦のところ で地方裁量型というふうなことが記載されておりますけれども、 今までなかなか目にする機会もなかったものですから、多分当町 においては、これは何ら関係のないような、そういう新制度であ ろうかと思えますけれども、どのような状況であれば地方裁量型 というものが可能なものなのか、ちょっと知識として知っておか なければいけないと思ひまして、今お聞きした次第でございます。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町民課長 (小向仁生君)</p>	<p>町民課長。</p> <p>地方裁量型というのは、その地域独自のものでありまして、例 えば子供が少なくなって、もう幼稚園、保育園が存続できないよ うな状況にあるところに関しての、その町独自の裁量というふう なことで認めるというふうなこと、それらがその地方裁量型とい うふうなことになっていくものと思っております。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>1 2 番 (柏崎利信君)</p>	<p>1 2 番。</p> <p>あまり心配はないような気が、当面はないような気がしますけ れども、逆に大幅にふえたとか、子供の数が。そういった場合は どうなりますでしょうか。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町民課長 (小向仁生君)</p>	<p>町民課長。</p> <p>子供がふえるということは大変いいことだというふうに思っ ております。それで、その保育事業が追いつかないという状況に</p>

		<p>なるようであれば、現行の町全体を挙げての定員数をさらにふやすようなことをしなきゃいけないのかなというふうに考えております。ですから、そういうふうな希望する事業所があらわれるのであれば、そういう状況を踏まえての検討をしていかなきゃいけないというふうに考えております。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>1 番 (高坂隆雄君)</p>	<p>1 番、高坂隆雄議員。</p> <p>最後のほうの 2) の中で保育料についてご説明がありました。現行と同じく国の定めた基準を上限として金額を設定すると。今後の課題のようではありますが、課長の説明によりますと、現行の保育料を上回らないような設定をしたいということでした。</p> <p>そこでお尋ねしたいんですが、これは 2 ページ目と読めばいいのか、保育料の徴収額表というのがあります。A から D 6 までありまして、国の基準が右側、町の保育料が中程にありまして、国の基準を上限としながら同額であるのが B と C 2 ということになりまして、C 1、それから D 1 から D 6 までが国の基準より下回っているのが多いというか、全部かもしれません。</p> <p>特に私がお尋ねしたいのは、所得税額のある世帯というのは、逆に言いますと町民税非課税世帯というのがありますので、これは B のクラス、区分であります。こちらは母子・障害世帯がゼロ円、国もゼロ円、町もゼロ円、その上が 3 歳未満 9,000 円、6,000 円と、こうあるんですけども、所得税額のある世帯は当然所得があるから税額がそれなりに納入されるということの区分であるんですけども、国の基準は最高額で 3 歳未満が 10 万 4,000 円、3 歳以上が 10 万 1,000 円に対して町はかなり少ないんですけども、それはそれで町が決めたことでもあります。</p> <p>私がお尋ねしたいのが、この D の 1 から 6 までの対象となっている世帯数というのか、人数というのか、わかればお知らせをいただきたいと思います。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町民課長</p>	<p>町民課長。</p> <p>大変申しわけございません。そこまでの区分で分けた人数は、</p>

	<p>(小向仁生君)</p> <p>佐々木議長</p>	<p>今のところ手持ち資料としては持ってきておりませんので、後ほど必要であればお渡ししたいというふうに思います。</p> <p>1 番。</p>
<p>質疑</p>	<p>1 番 (高坂隆雄君)</p> <p>佐々木議長</p>	<p>持ち合わせていないのであれば、それはそれでいいので、今後の参考資料となりますから、ぜひこの区分ごとの対象となる人数をお知らせください。よろしくお願いします。</p> <p>3 番、平野敏彦議員。</p> <p>それでは、説明資料について説明をいただきましたけれども、確認をしながら質問をさせていただきます。</p> <p>2) の議案の内容のところに議案第 3 9 号のところで、この説明資料によりますと施設区分の定員 2 0 名以上では幼稚園が 1、保育所(園)が 1 3、認定こども園が 1 というふうなことで確認して最初の説明資料と比較して、これで理解していかどうかということと、それから、新制度になりますと、こういうふうな現行の部分が現行制度の存続からいきますと、すべてが新制度になって変わってくるわけですから、そういうふうなのは、例えば法人の保育園ですと法人の保育園として、その方を決定して町のほうに届け出をするのか、新制度へ移行する手続というふうなものがどういうふうな形になるのか、まずそれが第 1 点。</p> <p>それから徴収事務のところですけども、これを見ますと、町が徴収してあったものが今度は事業所が徴収するのが多くなってくるなというふうな理解をしました。</p> <p>例えば、これまで保育料の部分については町の決算を見ますと未納があります。今度施設が徴収するとなったときに、この未納者の扱いはどうなるのか、これをお知らせをいただきたいと思えます。</p> <p>これによって今度どういうふうな、未納した者に対する退園をさせるとか、そういうふうなのがあるのか、これが 3 点目。</p> <p>あと私も町内会の法人のほうでやっていますから非常にこの部分については気になりますけれども、なかなか今 1 回で理解をしようと思っても大変だなというふうな思いでやっています。で</p>

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町民課長 (小向仁生君)</p>	<p>すから幼稚園、保育所、認定こども園、この3パターンの中で認定こども園というのが保育所、それから認定こども園の中には幼保連携幼稚園型保育所とあるんですけれども、この辺の関係というのはどうなのか、現行の保育園で認定こども園として運営することによって3歳から5歳児の入所できなかった児童の入所が可能とありますけれども、これは定員のほかに入所できなかった児童の入所をさせてもいいというふうな理解なのか、この点についてお聞かせいただきたいと思います。</p> <p>町民課長。</p> <p>まず1点目です。現在の選定の状況だと思います。</p> <p>先ほど資料の表紙でもって言ったのは、現在のそれぞれの園、幼稚園がとっている内容でありますけれども、それが新制度に移行しまして、どれくらい変わっていくのかということなんですが、現在のところの意向調査、ちょっとお待ちください、意向調査なんです、7月の時点で確認している限りでは新制度になりまして保育所でいくというのが3施設、認定こども園に移行して保育所型でいくというのが5施設、それから幼稚園型でいくというのが1施設、まだ未定というのが4施設、これが現在の状況であります。</p> <p>それから法人に移行する手続、それから新制度に移行する手続というふうなことなんですけれども、最初にあるのが県への認可の事務が最初になります。県に対して、施設はこういうふうなものしていきたいと、そのためのハード的な施設の部分をこのように整えましたというのがまず前提になります。</p> <p>それを受けまして町が今度、確認という作業に入ります。確認というのはソフト事業的なものでありまして、今回定めた条例の中にある基準に沿っているかどうかというのを確認していく作業というふうなことで、この新制度への移行が行われてまいります。</p> <p>それから3つ目、徴収事務の関係ですが、現在は保育所関係は町が徴収し、先ほど議員が言いましたように未納者の部分は結構な額に上っております。これが全部施設型に変わっていきますと施設が徴収するということですから、施設が未納を抱えるという</p>
-----------	--------------------------------------	--

		<p>ことになります。ただ、それで町の関与が終わりかといいますと、そうではなくて、その部分は十分に施設と町とで、どのような方法で未納者をなくすればいいのかというふうなことを随時協議していきたいというふうに考えております。</p> <p>それから4つ目、先ほど認定こども園の話のところでは保育所は幼稚園児も入れられるんですよと、それから幼稚園は保育所機能も備えるんですよというふうなことを言いました。その定員の数ですが、それに関しては幼稚園は幼稚園の定数をとっていただきますし、保育所は保育所の定数をとっていただくというふうなことになります。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町民課長 (小向仁生君)</p>	<p>町民課長。</p> <p>すみません、答弁漏れがあったようでして。</p> <p>2)の裏面のほうにまいりまして、保育所のところですが、新たに3歳児から5歳児の入所できなかった児童の入所が可能ということでありますけれども、これは定員外ということではありません。新たに認定こども園の幼稚園に定数幾ら、保育所型に定数幾らと定めますので、その数を超えてはならないということになります。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>今、答弁いただきましたけれども、さっき手続の中で県への許可手続、それから町が確認作業をするというふうなことで、その前の意向調査を見ますと、これは4月時点でまだ未定が4施設あるというふうなことです。これらについては法人ですから自治会なりそういうふうなもので方向づけをする、そして県への移行手続をするというふうなことで間違いないか、そこを確認をもう一回したいと思います。</p> <p>それから保育料の徴収の件ですけれども、今までですと保育所の場合は町が徴収をしているいろいろな事務処理をしてもらっていたわけで、今度からは施設が徴収することになりますと、事務的</p>

	<p>な部分がふえてきます。そしてまた、未納者が現在もあるわけですから、そういうふうな方々が保育所にとっては経営に支障を来すと心配されるわけで、この辺、私は安定的な施設経営をしていく上ではもう一考を要する方法がないのかなというふうな思いであります。</p> <p>同じ町内、そういうふうな中で、いろいろな父兄同士の疑心暗鬼とかさまざまなものが出てくることも想定されますし、そしてまた、園の理事会とかそういうふうなものに当然これは経営状況が報告になることになります。</p> <p>そうなりますと、やはり経営的な部分からいきますと、私は、きのうも一般質問で議論しておりますけれども、子育て、いろいろな住みやすいまち、子育てができるいい町だというふうな評価をしていながら、逆にそういうふうなものが今度、足かせに新制度がなっていくんじゃないかというふうに感じますので、これらについては本当にこのままで実際進めるというふうなのか、現在の今、保育園に入っている親で未納があるものについては、新制度にそのまま未納があっても申請があった場合は入れなければだめなのか、そういうふうなものももう一回お聞かせをいただきたいと思います。</p> <p>それから認定こども園として運営する場合の、さっきの3歳から5歳児の部分については、それぞれの定員ということでありましたけれども、現在、保育園については就学前までできるわけで、認定こども園として分けなければならないというのは、いろいろな施設の運営内容が変わって認定こども園として、それから保育する子供、そういうふうなものを分離するというふうなことで理解していいのか、今一度確認をしていきたいと思います。</p> <p>それから、例えば入所する、入園する、そういうふうな判定する部分、それはどこで行うのか。</p> <p>それともう1つは、保育園で今現在、うちのほうの二川目の場合ですと朝7時から夜6時まで父兄が迎えに来るまで待っているわけで、聞きますと今度はそういうふうな親の仕事とかさまざまなもの加味されて預かる時間が制限されるというふうなことも聞いておりますけれども、今のそういうふうな私が言った時間帯じゃなくて、今度は例えば半日働いている人は何時間、一日働いている人は何時間というふうな形で預かる時間も変わって</p>
--	--

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町民課長 (小向仁生君)</p>	<p>くるのか、その点についても答弁願います。</p> <p>町民課長。</p> <p>質問が多くてちょっと時間に手間取りますけれども、まず法人が決定して、それを県に申請をしてというふうなことで間違いがないかということですが、それで間違いございません。法人が決定して、その申請を県のほうに上げて、県が認可をいたしますと町に確認事項が発生するというふうな、そういう流れで間違いございません。</p> <p>それから徴収が今度、施設が徴収するということになると経営を圧迫するのではないかなというふうな心配されておりますが、まさしくそのとおり心配されるところであります。</p> <p>ただ、新しい制度に変わりましたが認定こども園をとらないで保育所型の、④ですけれども、保育所型の保育所として運営していくとなりますと、町が徴収するということになりますので、この部分については、今までどおりと変わらず町の会計から財政負担されていくというふうなことになります。</p> <p>それから現在の未納者については、そのまま移行するのかわかることですが、それに関しては、あくまでも27年の3月31日をもって旧法がなくなるわけですから、その部分に関しては施設が引き継がない、そしてまた4月1日以降は新しい子供たちが入ってくるので、それらには何ら関係はないということになりますので、現在の未納に関しては町が責任をもって徴収するというふうなことになります。</p> <p>それから入所要件の判定ですが、これについては町が判定をしております。</p> <p>次に、親の仕事の時間によってということで、例えばパートで勤めている方の保育はどうなるのかというふうなことですけれども、それについては2つに分けられます。短期と長期ということで、パートで働いている親御さんについては時間をもって短いほうで保育をする、フルで働いている親御さんの子供に関しては長期のほうの時間で今までどおり入所してもらおうというふうな形になります。</p> <p>あとは何か漏れているのがありますでしょうか。</p>
-----------	--------------------------------------	---

質疑	佐々木議長	<p>3番。 簡潔に。言葉を短く。</p>
	<p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>言葉は短くしていますよ、私は。ただ、これは今、施行が決まっていますから、そういうふうな意味ではちゃんと確認しないと、私も説明責任がありますから。</p> <p>最後になりますけれども、今聞いてたしか未納者については新施設に移行しませんよというふうなことですけれども、でも、その人というのは、未納者は未納したまま新施設に移行して町のほうが徴収対象になるわけでしょう、残っているものについては。そういうふうなことがまず懸念されますから、そうすると本当にこの新しい制度のほうに、保育所に移行しても払えるのかなというふうな心配をします。</p> <p>最後に1つ教えてください。</p> <p>さっき話した親が仕事でパートは短期、フルは長期というふうなことで、それによって時間が制限されるというふうなことで、じゃあ、パートの場合は何時間までが最大可能なのか。フルの場合は何時まで可能なのか。今の現行のシステムからいったら、こういうふうな時間制限されますよと。</p> <p>例えば私は、きのうも母子家庭のことで質問しましたけれども、そういうふうな人たちがますます働けなくなるような部分が発生するんじゃないかというふうな心配をするわけです。ですから、パートの場合は最大限何時間、フルの場合は最大限何時間で、どういうふうな今の現行との差が生ずるのか説明願います。</p>
答弁	佐々木議長	町民課長。
	<p>町民課長 (小向仁生君)</p>	<p>パートとフルとの関係の保育時間ですけれども、現在、具体的に何時間のパートに関しては何時間の保育ということには出ておりません。この部分に関して国が出されてくるんだろうというふうに思いますし、それに沿った形で町も決めていかなければいけないというふうに思っております。</p> <p>ただ、前提になるのは、保育というのは勤めていて保育ができない状態で園に預けるということでもあります。ですから、例えば</p>

		<p>4時間というふうな時間でパートで働いていると、それ以外の時間は、要するに保育ができるという状況にありますので、その辺だけはちょっと頭に入れておいていただきたいなというふうに思います。</p> <p>ただ、短期・長期の時間の関係については今のところまだ持ち合わせておりませんので、それらについては規則、要綱なりで定めていかなければいけないというふうに考えております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	佐々木議長	15番、馬場正治議員。
	15番 (馬場正治君)	議案第41号関連で質問をいたします。 まず説明資料の現況の……
	佐々木議長	議案第39号をやっておりますよ、まだ。
	15番 (馬場正治君)	39号に絞っていますか。はい、じゃあ、後で質問します。
質疑	佐々木議長	議案第39号ですよ。 ほかにございませんか。はい。
	14番 (松林義光君)	副町長に確認の意味で質問します。 今、町民課長は、制度に移行しても保育所であっても認定こども園であっても、施設の運営を悪化させないということから保育料は現行を堅持したいというふうな話でありました。事務方のトップの副町長、今の町民課長のお話でよろしいんですね。 今は結構、保育料持ち出ししてもらっております。町長にはお礼申し上げたいと思います。ということで、そのことについて伺いいたします。
	佐々木議長	答弁を求めます。 副町長。
答弁	副町長 (柏崎源悦君)	お答え申し上げます。 制度の非常に細やかな変更で内部でも大分検討を重ねている

		<p>わけですが、非常に難しい部分があります。</p> <p>ただ、先ほど言った保育料の部分について変動がないという、この基本線については内部の事務の政策会議においても確認しておりますので、その考え方で当分進めていくということによってよいというふうに考えております。</p>
質疑	佐々木議長	14番。
	14番 (松林義光君)	わかりました。よろしく願いいたします。
	佐々木議長 (議員席)	ほかにございませんか。 **なしの声**
	佐々木議長 (議員席)	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論はありませんか。 **なしの声**
	佐々木議長 (議員席)	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第39号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**
	佐々木議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	佐々木議長	ここで11時35分まで休憩いたします。 (休憩 午前11時23分)
	佐々木議長	休憩を取り消し、会議を開きます。 (再開 午前11時35分)
当局の説明	佐々木議長	<p>日程第7、議案第40号、おいらせ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>町民課長。</p>
	町民課長 (小向仁生君)	<p>それでは、議案第40号についてご説明を申し上げます。</p> <p>おいらせ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を</p>

	<p>定める条例の制定について。</p> <p>本案は、子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を、改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により改正された児童福祉法第34条の16第1項の規定により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について条例で定める必要があることから提案するものであります。</p> <p>それでは、お手元の配付資料の議案の内容・概要というA3判の資料の真ん中をごらんいただきたいと思います。</p> <p>当該条例は1条趣旨から第48条の準用までを定めております。</p> <p>なお、議案書では42ページから70ページになります。</p> <p>新制度の概要ですが、第1章第1条から第21条までを説明いたします。</p> <p>この制度では家庭的保育事業等の新たな保育事業が創設されます。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準については、市町村が条例で定めることとされていることから、当町におきましても必要となる基準を条例により定めるものであります。</p> <p>②-①といたしまして、家庭的保育事業、家庭的保育者、この「シャ」は「者」です。大変失礼いたしました。家庭的保育者の居宅などにおいて保育を必要とする満3歳未満の乳幼児の保育を行う事業、利用定員は5人以下となります。</p> <p>②-②、小規模保育事業ですが、利用定員が6人以上19人以下の保育を行う施設において保育を必要とする満3歳未満の乳幼児の保育を行う事業、3つの類型がございます。</p> <p>A型は保育所の分園に近い類型、これは建物が独立しているものであります。B型といたしましては、AとCの中間的な類型、それからC型ですが、家庭的保育に近い類型ということで、これは家でも可能になります。</p> <p>そして②-③ですが、居宅訪問型保育事業ですが、保育を必要とする満3歳未満の乳幼児の居宅において家庭的保育者が保育を行う事業、家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児は1人と、1対1ということになります。</p> <p>②-④、事業所内保育事業ですが、雇用する労働者の乳幼児を保育するために事業主が設置する施設等で、その地域において保</p>
--	--

	<p>育を必要とする満3歳未満の乳幼児に対し、保育を行う事業です。</p> <p>下にまいりまして基準ですけれども、第2章から第5章、第22条から48条に対応いたします。</p> <p>現在、当町の実情に国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないことから国の基準の内容を当町の基準としております。</p> <p>第2章では、②-①家庭的保育事業を述べております。</p> <p>第3章では②-②の小規模保育事業を述べております。</p> <p>第4章では②-③の居宅訪問型保育事業を述べております。</p> <p>第5章は②-④の事業所内保育事業を述べております。</p> <p>この②-①、②-②というふうに丸で番号を表記しておりますけれども、先ほど39条で述べました①の特定教育・保育施設が1としますと、②が特定地域型保育事業で、この中に今申しました1、2、3、4が含まれているということでご理解いただきたいと思っております。</p> <p>なお、附則として、施行期日を子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行日の日と定めております。</p> <p>また食事の提供の経過措置、連携施設に関する経過措置、小規模保育事業B型及び小規模型事業所内保育事業の職員に関する経過措置もあわせて定めておるところであります。</p> <p>裏面にまいります。</p> <p>下の表の上の表をごらんいただきたいと思います。</p> <p>議案第40号第1条から第21条としておりますけれども、②特定地域型保育事業は定員が19人未満ですけれども、これは先ほど訂正いたしましたように19人以下に訂正をお願いしたいと思います。</p> <p>対応する条項、現行制度存続の有無、新制度の内容、新給付制度の移行、徴収事務、入所受付、保育料というふうな順になっております。先ほどと同じでございます。</p> <p>②-①、家庭的保育事業ですが、対応する条項は22条から26条となります。</p> <p>現行制度の存続ですが、これは新制度にすべて移行されるとい</p>
--	---

	<p>佐々木議長</p>	<p>うこととなります。新制度の内容は満3歳未満児の保育、これは5人以下でやります。</p> <p>次に、新給付制度の移行ですが、財政措置は現在のところありませんけれども、施設型給付として町が給付することになります。徴収事務は事業所が保護者から直接徴収いたします。入所の受け付けは施設が行います。保育料については国の定めた基準を上限として金額を設定しております。</p> <p>次に②-②の小規模保育事業ですが、これは27条から第36条まで対応しております。現行制度の存続の有無ですが、現在はありませので、新たに設けられたものであります。新制度の内容は満3歳未満児の保育6人以上であります。新給付制度については、施設型給付として町が支払う形になります。徴収事務、入所受付、保育料については先ほどの家庭的保育事業と同じであります。</p> <p>②-③、居宅訪問型保育事業については第37条から41条に対応しております。これも現行制度はございませんので、すぐさま新制度の内容に入りますけれども、満3歳未満児の保育、1対1の保育となります。先生が1人に幼児が1人というふうなことになります。</p> <p>新給付制度の移行ですが、同じく施設型給付として町が給付する財政措置をとっております。徴収事務、入所受付、保育料は先ほど来と同じであります。</p> <p>最後に、②-④の事業所内保育事業ですが、第42条から48条に対応しております。これは認可外となります。満3歳未満児の保育を事業所が実施をいたします。給付の制度については現在、給付はございません。施設型給付として新制度において町が給付することになります。徴収事務、入所受付、保育料は今まで言ったものと同じとなります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>3番、平野敏彦議員。</p>
--	--------------	---

質疑	3 番 (平野敏彦君)	<p>今、説明いただきましたけれども、例えば議案40号の下のところ②-①、家庭的保育事業から小規模保育事業、居宅とありますけれども、この部分で、例えば家庭的保育事業の場合は満3歳未満の乳幼児の保育を行う事業とあって利用定員は5人以下とあります。この裏のほうの新制度の内容を見ますと、施設給付型で町が財政的な援助をしますよとあります。</p> <p>こういうふうな部分の基準が、例えば5人以下であれば保育者の居宅ということですから、自分の家で5人以内で保育ができるというふうな形で申請すれば、そういうふうなものができますよということなのか、この小規模も合わせて居宅の、さっき説明した家庭保育者が1人、乳幼児は1人と対象者が、そういうふうなものもありますので、これは例えば開設する要件として必ず保育士とかそういうふうなものでなければできないのか、グループで5人の親が代表になって、こういうふうな家庭的保育事業を行うことが可能なのかどうかを説明いただきたいと思います。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町民課長 (小向仁生君)</p>	<p>町民課長。</p> <p>家庭的保育事業、小規模保育事業については法人として登録したものでなければできないということになります。</p> <p>ただし、居宅訪問型保育事業については法人でなくても個人でもできるということになります。</p> <p>それから、その際に要件となるのは必ず保育事業でありますので、有資格者、保育士がいなければならないということになります。それらについては条項の中にうたっておるところであります。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3 番 (平野敏彦君)</p>	<p>3 番。</p> <p>わかりました。</p> <p>法人登録をして保育士がいるというふうなことであれば可能だというふうなことで解釈しましたけれども、今現在の、先ほど確認しましたけれども、幼稚園1、保育所が13、15施設があるわけで、こういうふうな新しい制度になって、簡単に言います</p>

		<p>と、こういうふうな少人数の部分の開設が進むことによって既存の今の施設に影響が生まれてくるんじゃないかなというふうな危惧をするわけですが、この辺の見通しはどうでしょうか。</p> <p>法人登録なんていうのは簡単にできるわけで、まだこういうふうなのは、よくPRされていないから、理解されていないから動きがないと思いますけれども、こういうふうなのが広く理解する人が出てくれば自分たちでも開設して運営しようというふうなのが出てくるかわかりませんが、その辺町としてはどういうふうな見通ししているのか、お聞かせをいただきたいと思います。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町民課長 (小向仁生君)</p>	<p>町民課長。</p> <p>現在、先ほども言いましたように町内の保育所の定員については上回っているという状況ではありませんので、実際に入っている子供が。上回っている状況ではありませんので、そういう意味では、この小規模をやる必要が現在のところはないというふうに認識しております。</p> <p>ただ、これから定員オーバーという形で子供がどんどんふえてまいりますと、この事業も認可及び確認をして対処していかなくちゃいけないのかなというふうに思っておりますけれども、当面町といたしましては現在の保育事情がそこまで求めているというふうなことから、当面はこの制度についてはPRもせず、見送りたいなという考えを持っております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>町の考えとして定員は上回っていない。よって、そういうふうな働きかけもしないんだというふうなことで理解をいたしました。</p> <p>ただ、私が人口の構成を見ますと、これから小学校以下の子供というのは毎年減っていきます。そういうふうなことで人口構成を見まして、いろいろな形で、だんだんゼロ歳に近いほど減っていきますので、こういうふうな運営の仕方が本当に将来を見通した形での法改正になるのか、私は非常に園のほうにも負担を強い</p>

答弁		<p>る、親のほうにも負担を強いることによって子育て、そういうふうな条件が厳しくなってくるし、園経営だっずっと減っていくわけですから、これからは園児とかそういうふうなもの奪い合いも想定されるんじゃないかなというふうに危惧するんです。ですから、そういうふうな意味では今の40条関係については慎重に町は対処すべきだと思いますので、この辺見解をいただきたいと思います。</p>
	佐々木議長	町民課長。
	町民課長 (小向仁生君)	<p>そもそもこの新制度をつくるに至った背景というのは、都会のほうでの待機児童をなくするというふうなことが前提になっておりました。ですから、地方においては、あまりなじまない制度かなというふうにも思っております。</p> <p>そういうことから子供が減ることは残念でありますけれども、その対処方法といたしましては、町とすれば、先ほど来言いましたように、この4つの事業に関しては当面見送りたいというふう考えております。</p> <p>以上です。</p>
	佐々木議長 (議員席)	<p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	佐々木議長 (議員席)	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	佐々木議長 (議員席)	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第40号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	佐々木議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	佐々木議長	<p>日程第8、議案第41号、おいらせ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議</p>

<p>当局の説明</p>	<p>町民課長 (小向仁生君)</p> <p>佐々木議長</p> <p>町民課長 (小向仁生君)</p>	<p>題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>町民課長。</p> <p>まず、議案第41号に入る前に、お許しを得まして、先ほど高坂議員から質問のございました保育料の徴収の関係ですけれども、この人数、これをお知らせしてよろしいでしょうか。</p> <p>どうぞ。</p> <p>お許しができましたので、発表いたします。</p> <p>現在、B-1が63人、B-2が46人、C1-1が14人、C1-2が41人、C2-1が15人、C2-2が61人、D1が211人、D2が119人、D3が72人、D4が135人、D5が4人、D6が7人、合計788人です。</p> <p>以上で終わります。</p> <p>それでは、議案第41号についてご説明いたします。</p> <p>おいらせ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてをご説明いたします。</p> <p>本案は、子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により改正された児童福祉法第34条の8の2第1項の規定により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について条例で定める必要があることから提案するものであります。</p> <p>それでは、お手元の資料を見ていただきたいと思います。</p> <p>当該条例は第1条趣旨から第21条の事故発生時の対応までを定めております。</p> <p>なお、議案書では71ページから80ページになります。</p> <p>まず、新制度の概要ですが、第1条から第8条に対応いたします。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について厚生労働省令を踏まえて市町村が条例で定めることとされていることから当町におきましても必要となる基準を条例により定めるものであります。</p> <p>ここで放課後児童健全育成事業のことでありますが、放課後児童健全</p>
--------------	--	---

	<p>育成事業とは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業であります。</p> <p>現在、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童、1年生から3年生になりますが、改正によりまして小学校に就学している児童がすべて1年生から6年生まですべてが対象となります。</p> <p>その下の基準の内容です。第9条から21条に対応しております。現在、当町の実情に国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準の内容を当町の基準といたします。</p> <p>なお、附則として、施行期日を子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日と定めます。また職員に関する経過措置、設備の基準に関する経過措置を合わせて定めます。</p> <p>裏面にまいります。</p> <p>一番下の表になります。</p> <p>議案第41号、第1条から21条ということで、変更点は対象児童が変更になります。先ほども言いました。小学校就学おおむね10歳未満の児童ということで、1年生から3年生までが、これからは小学校就学児童、1年生から6年生全員が入ることができます。</p> <p>施設の面積の要件です。今までは児童1人当たりが1.65平方メートルが望ましいという表現でありましたが、今度は児童1人当たりが1.65平方メートル以上とするということがうたわれております。</p> <p>ただし、当町としては今現在行っている児童クラブ等の兼ね合いもございますので、当面これは望ましいという表現の経過措置をとってまいりたいというふうに考えております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>15番、馬場正治議員。</p>	<p>育成事業とは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業であります。</p> <p>現在、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童、1年生から3年生になりますが、改正によりまして小学校に就学している児童がすべて1年生から6年生まですべてが対象となります。</p> <p>その下の基準の内容です。第9条から21条に対応しております。現在、当町の実情に国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準の内容を当町の基準といたします。</p> <p>なお、附則として、施行期日を子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日と定めます。また職員に関する経過措置、設備の基準に関する経過措置を合わせて定めます。</p> <p>裏面にまいります。</p> <p>一番下の表になります。</p> <p>議案第41号、第1条から21条ということで、変更点は対象児童が変更になります。先ほども言いました。小学校就学おおむね10歳未満の児童ということで、1年生から3年生までが、これからは小学校就学児童、1年生から6年生全員が入ることができます。</p> <p>施設の面積の要件です。今までは児童1人当たりが1.65平方メートルが望ましいという表現でありましたが、今度は児童1人当たりが1.65平方メートル以上とするということがうたわれております。</p> <p>ただし、当町としては今現在行っている児童クラブ等の兼ね合いもございますので、当面これは望ましいという表現の経過措置をとってまいりたいというふうに考えております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>15番、馬場正治議員。</p>
--	--	--

<p>質疑</p>	<p>15番 (馬場正治君)</p>	<p>説明資料の放課後子供プラン推進事業のところですけども、保育料①②ともに原則なしと書いてあるんですけども、徴収事務は①②とも施設が徴収、これはちょっと矛盾しているように私は受け止めたんですけども、そこを説明いただきたいということと、入所受付のところ①は教室または町が実施、ほかのところはすべて施設となっているのが、どうしてここだけ教室となっているのか、そこが2点目。</p> <p>それから放課後子供プラン推進事業が名前を変えて放課後児童健全育成事業ということになるわけですけども、対象が小学校1年から6年まで、当然人数はふえるわけですね。したがって、現在、町では放課後子供教室、これは6年生まで面倒見る施設で直営が2施設、恐らくみらい館、希望館だろうと思うんですけども、ほかに放課後児童クラブのほう5つの小学校と、あとは伝承館とか、そういうところの委託なのかなと思いますけれども、そこも教えていただきながら、3年生までの放課後児童を面倒見ていたのが6年生までとなると人数もふえますし、施設も狭くなるだろうと思うんですが、その施設を今度の法律に合致するように増設したり、あるいはリフォームをしたりする必要がある場合、委託の場合ですけども。直営の場合は町費でやるんでしょうけれども、委託の場合に、それに対する補助等はあるのかどうか。</p> <p>運営及び施設と運営に対して国、県、町が3分の1ずつ負担するとありますけれども、そういった施設の増設等に関する費用もこの割合で町が負担することになるのか、そこをお聞きしたいと思います。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>答弁を求めます。 町民課長。</p>
<p>答弁</p>	<p>町民課長 (小向仁生君)</p>	<p>まず1点目の説明資料の表紙だと思いますけれども、保育料は1、2とも原則なしというふうになっているのに徴収事務として施設が徴収とある、これは相反するのではないかというふうなことですけれども、この徴収事務に関しては今現在は実際には徴収しておりません。ですから、おやつ代を徴収する施設もあると</p>

		<p>いうふうなことで徴収事務というふうなことの、ここの意味合いがあつて入れたつもりでございました。実際は、徴収はないものというふうに思っております。</p> <p>それから教室という言葉ですけれども、これについては学校教育法に基づいた施設の名称でもって甲洋小学校区と百石小学校区に1つずつこの教室という名称の放課後児童クラブに見合うようなものがありますので、教室という言葉を使った次第です。</p> <p>それから、現在あるすべての児童クラブ等のことですが、現在、先ほど言いました教室が2つ、これは百石小学区と甲洋小学区、それからあとは委託でもって行っているのが下小学区の本村の太陽クラブ、それからあとは北部児童センター、北部児童クラブと木ノ下児童クラブ、向山児童クラブ、南部児童クラブというふうなことで現在、存在しております。</p> <p>それから平米数の関係でもって新たに増設というふうなことでありますが、そこに関しては、申しわけございません、ただいま手元資料でもって施設が補助対象になるのかどうかというのは、ちょっと勉強不足でした。後ほどお知らせしたいというふうに思います。</p> <p>以上です。</p> <p>15番。</p> <p>現在の施設について今、説明いただきましたけれども、いろいろな名称のクラブがあるようですけれども、どれが直営で、どれが委託なのか、ちょっと判別が、今聞いていてわかりませんでした。それをもう一度、直営及び委託に分けて教えていただきたいということと、施設の改修あるいは増設に対する補助については後ほどということでしたけれども、当然、新法に合致するようにするためには3年生まで限定で引き受けていたものを6年生まで引き受けなければならないということで1名当たり1.65平米、法律では以上とするところを町としては1.65平米が望ましいということで経過措置を設けるということですが、それでも人数はふえるわけですから、当然、施設が狭いと、これでは認可できないという事態が予想されるわけですが、それに対する町としての対応はどのようにお考えなので</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>15番 (馬場正治君)</p>	

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町民課長 (小向仁生君)</p>	<p>しょうか。</p> <p>町民課長。</p> <p>定員につきましては、確かに現在1年生から3年生までが1年生から6年生までというふうなことで倍の人数が想定されますけれども、現実的なことから申しますと、現在、申し込みがある人数、各館ですね、申し込みがある中で大体通ってこられるお子さんは3分の1程度というふうなことでなっておりますので、たとえこれが6年生までふえたとしても、今度は高学年になりますとスポーツ少年団ですとか塾ですとかというふうなことで通ってきますので、そんなにふえることにはならないというふうに認識しております。</p> <p>それから児童館の委託と直営の関係ですが、委託は下田小学校区の太陽児童クラブが委託であります。それから直営として百石小学区にあゆみ児童クラブ、木内々小学校区に南部児童センタークラブ、それから木ノ下小学区に北部児童センタークラブ、木ノ下児童館クラブ、向山児童館クラブ、さらには長期的な休みのときだけ開園しております豊栄地区の児童クラブの7館がございます。</p> <p>そのほかに先ほど言いました学校教育法のほうで行っております百小学区のものび教室と甲洋小学校なかよし教室の2館が存在しております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>15番 (馬場正治君)</p>	<p>15番。</p> <p>そうしますと、この資料に書いてある数と今説明いただいた数が合いませんけれども、説明のほうが正しいんですか。資料では直営5施設、委託2施設とありますけれども、今の説明では委託は本村の太陽クラブだけ、あとは直営という説明でしたけれども。そこだけもう一度お聞きして質問を終わります。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>町民課長。</p>

答弁	町民課長 (小向仁生君) 佐々木議長 (議員席) 佐々木議長 (議員席) 佐々木議長 (議員席) 佐々木議長 佐々木議長 佐々木議長 佐々木議長 佐々木議長	申しわけございません。先ほど言いました太陽児童クラブとあゆみクラブが委託であります。直営は南部児童センター、北部児童センター、向山児童館、豊栄児童クラブの、木ノ下児童クラブと5つになります。 ほかにございませんか。 **なしの声** なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論はありませんか。 **なしの声** なしと認め、討論を終わります。 これから議案第1について採決をいたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声** 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 お昼のため1時30分まで休憩いたします。 (休憩 午前12時09分) 休憩を取り消し、会議を開きます。 (再開 午後1時29分) 日程第10、議案第43号、おいらせ町町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 税務課長。
当局の説明	税務課長 (田中富栄君)	それでは、議案第43号についてご説明申し上げます。 議案書の83ページをお開きください。 本案は、地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税の税率を改正するため提案するものであります。 今回の改正は、軽自動車と小型自動車との性能、価格、環境負荷といった面での格差が縮小している反面、軽自動車税に係る税率が低く、現行の税率体系を見直し、負担水準の適正を図るために行われたものであります。

		<p>議案書の146ページをお開きください。</p> <p>軽自動車税税率改正一覧表で説明をしていきたいと思います。</p> <p>すべての軽自動車税の標準税率を平成27年度分から改正するものでありますが、三輪及び四輪以上の軽自動車については、維持費が安く、生活の足としての普及が進んでいることや増税への反対意見が強かったことなどを考慮しまして、平成27年4月1日以後に新規に登録される新車に限って新税率を適用することとしているものであります。</p> <p>したがって、既に所有している軽自動車や中古を新たに取得した場合については改正前の税率を適用するものであります。</p> <p>またグリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した環境負荷の大きい三輪及び四輪の軽自動車については、平成28年度から標準税率をおおむね20%上乘せして課税することになります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>15番 (馬場正治君)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>15番、馬場正治議員。</p> <p>平成25年度のおいらせ町に支払われた軽自動車税の金額、それと26年度の見込み、それとこの法律が施行された後にどれだけの増収が見込まれるのか、お答えいただきたいと思います。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>税務課長 (田中富栄君)</p>	<p>答弁を求めます。</p> <p>税務課長。</p> <p>平成25年度は軽自動車税の台数は1万1,736台で、調定額の資料がありますので、それで報告しますが、調定額は5,741万2,000円の調定額でありますので、実際の収入は若干これより下がると思います。</p> <p>それから影響額ですけれども、平成26年度については影響はありませんけれども、27年度からこの改正に伴って増収が見込まれます。軽自動車税の改正は実質、新規登録は27年4月1日</p>

<p>当局の説明</p>	<p>佐々木議長 (議員席)</p>	<p>以後ですので、27年度新規になるのは4月1日だけ新規登録したものですから、実質は28年度に新規のほうがかかりますので、税制の改率に伴っては原付自動車とか小型自動車等で約180万円、27年度から増額になると思います。</p> <p>また新規登録が28年度に影響いたしますし、重課税の影響がありますので、それは28年度からで、そのほうも約180万円程度の増額となると思っております。</p> <p>以上であります。</p>
	<p>佐々木議長 (議員席)</p>	<p>ほかにありませんか。</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p>
	<p>佐々木議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第43号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>日程第11、議案第44号、おいらせ町特定商業集積を構成する商業基盤施設にかかわる固定資産税の特別措置に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>税務課長。</p>
	<p>税務課長 (田中富栄君)</p>	<p>それでは、議案第44号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の87ページをお開きください。</p> <p>本案は特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法が廃止されたことに伴い、本条例を廃止するため提案するものであります。</p> <p>この条例は、イオンモール下田が特定商業集積法の適用を受けて整備いたしました商業基盤施設に係る固定資産税を不均一課</p>
		<p>***なしの声***</p> <p>***なしの声***</p> <p>***なしの声***</p>

		<p>税するため平成6年に制定されたものであります。</p> <p>しかしながら、中心市街地の活性化に関する法律の施行により商業の活性化に対する支援措置を中心市街地に集中的に講ずる観点から特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法が廃止されたことになり、本条例を廃止するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>佐々木議長 (議員席)</p> <p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 **なしの声**</p> <p>佐々木議長 (議員席)</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論はありませんか。 **なしの声**</p> <p>佐々木議長 (議員席)</p> <p>なしと認め、討論を終わります。 これから議案第44号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**</p> <p>佐々木議長</p> <p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>佐々木議長</p> <p>日程第12、議案第45号、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 行政管財課長。</p> <p>行政管財課長</p> <p>それでは、議案第45号についてご説明申し上げます。 議案書は89ページから91ページとなります。 本案は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部の改正により新たに配偶者支援金を支給する制度が創設され、支援対象者である配偶者を特定配偶者として自立支援を行うことが明確化され、あわせて法律の名</p>
--	--	---

		<p>称が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に改正され、本年10月1日から施行されることに伴い、おいらせ町ひとり親家庭等医療費給付条例を初め同法を引用する3条例の法律名称等の整理を行うものであります。</p> <p>現行の法律では、永住帰国した中国残留邦人等に対して老齢基礎年金を支給するとともに、配偶者も含め、生活保護と同水準の生活支援給付が行われております。しかし、中国残留邦人等が死亡した場合、老齢基礎年金の支給がなくなり、残された配偶者へは生活支援給付金しか支給されないことから生活が困難になるという問題が生じています。</p> <p>このため今回の法改正により中国残留邦人等と長年にわたり労苦をともにしてきた配偶者の置かれる事情を鑑み、永住帰国する前からの配偶者に対して中国残留邦人等が亡くなった後において特定配偶者とし、老齢基礎年金の3分の2の支給と生活支援金を支給する制度に改められるものであります。</p> <p>今のところ当町に該当する方はおりません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>佐々木議長</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>佐々木議長</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第45号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>佐々木議長</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>佐々木議長</p> <p>日程第13、議案第46号、字の区域及び名称の変更について</p>
--	--	--

<p>当局の説明</p>	<p>企画財政課長 (小向道彦君)</p>	<p>を議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>それでは、議案第46号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書92ページをごらんください。</p> <p>本案は、曙地区等の住民の利便を図るため、地方自治法第260条第1項の規定により向山の字の区域及び名称を変更するため提案するものであります。</p> <p>150ページをごらんください。</p> <p>新名称は、向山南と向山東四丁目であります。登録日については平成26年12月1日を予定しております。</p> <p>なお、平成21年から進めてきた向山の字の区域及び名称の変更は今年度ですべて完了することとなります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>15番 (馬場正治君)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>15番、馬場正治議員。</p> <p>今回で、従来、向山という地名で呼ばれていたところの名称変更が終わるということですがけれども、一部さまざま印刷物とか、あるいは商売をしている方、変わることによってお金がかかるという問題を言われたことがございましたけれども、この名称変更等については、その地区の住民、きちっと説明会を開いて納得いただいて進めてきているものと思いますけれども、その過程で住民から反対とかそういったことがなかったのかどうかをお聞きしたいと思います。</p> <p>それから、これまで3回ぐらい変更作業があったと思いますけれども、その町民への周知徹底の方法が万全であったのかどうか。「広報おいらせ」にも一部地図が掲載されたこともありましたが、なかなかこれが定着するまでに年数がかかっているのではないかと思うんですね。「広報おいらせ」とは別に、もっと大きい形で地図を印刷して、ここからここまでは向山東四丁目</p>

答弁	<p>佐々木議長</p> <p>企画財政課長 (小向道彦君)</p>	<p>になりますよ、ここは向山南になりますよという、もっとぱっと見やすいような形での町民への周知徹底というのも検討されたほうがいいんじゃないかなと思いますので、そのことについての町の、これからの予定についてお聞かせいただきたいと思います。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>まず1点目の反対はなかったかということですがけれども、私は実際に携わったのが最初るときしか携わってなくて、今新しく変わってきたんですけれども、そのときには住民の方からの反対はあまりなかったというふうに記憶しております。途中についても反対がそんなにあったという話は聞いていませんので、多分皆さんから理解を得られているものと思っております。</p> <p>2点目の周知の方法ですがけれども、まずは議員がおっしゃられたとおり広報等に掲載します。あとはホームページ等、あとは変わる地域の方々には直接こういうふうに変ったとかという葉書を差し上げて、郵便局のほうから。住所を知らせるような形になっていますので、対象区域となった方々はほとんどわかるというふうな形になっていると思います。</p> <p>あと全体的に大きい形で皆さんにお知らせしてはどうかということですがけれども、これはこれから検討させていただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>15番 (馬場正治君)</p>	<p>15番。</p> <p>わかりました。</p> <p>最近はインターネットが徐々に普及してきているので、すべての行政あるいは民間、経済会もホームページを利用することが多くなってきているのはわかるんですけれども、こと地方において高齢化している地域では「ホームページをごらんください」と言っても何のことかわからないという住民が非常に多いだろうと思いますので、新聞チラシのような形で織り込みますと「こうな</p>

		<p>ったのか。じゃあ、張っておこう」と、そういう形で見やすいのかなと思います。経費もかかるかもしれませんが、やはり高齢者にやさしい広報の仕方をお考えいただければと思います。</p> <p>あと先ほど番地、地名が変更されることによってお金がかかる人もいと申しあげましたけれども、ゴム判をつくっている方とか名刺もつくりかえなきゃいけないとか、そういう事情があって、課長は別な課のほうにおられたということなんですけれども、恐らく当時、住民説明会とか何かあったときには、そういったことに対する補助はないのかという声も聞かれたのではないかと思います。きょう出席されている皆様の中で、その業務に携わっておられた方で、そういう記憶がなかったのかどうか。それでも大勢が理解したということで進めてこられたとは思いますが、ほとんど反対がなかったという答弁でしたので、そのところ、もし可能であれば。現在はほかの課に移っている方でも差し支えないのでお答えいただきたいと思います。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町民課長 (小向仁生君)</p>	<p>町民課長。</p> <p>昨年担当しておりましたけれども、そのようなことはなかったというふうに記憶しております。</p> <p>そしてまた、事業所に対しては事前に通知を差し上げて変更になりますというふうなことをお知らせしておりましたので、その準備期間もあったということからゴム印等も速やかにつくられたというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>税務課長 (田中富栄君)</p>	<p>税務課長。</p> <p>私は前々年度担当して、向山町内会の部分を担当して住民説明会に行きましたけれども、そこは町内会のほうで町名については決められておりましたので、変更することについてはご理解いただいたなと思っております。</p> <p>ただ、年賀状の時期でありますので、早い時期にお知らせを願いたいというふうな要望は受けましたけれども、反対の意見はございませんでした。</p>

<p>当局の説明</p>	<p>佐々木議長 (議員席)</p>	<p>以上です。</p>
	<p>佐々木議長 (議員席)</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>佐々木議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>佐々木議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第４６号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>日程第１４、議案第４７号、おいらせ町公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>地域整備課長。</p>
	<p>地域整備課長 (澤口 誠君)</p>	<p>議案第４７号についてご説明申し上げます。議案書の１００ページと１０１ページをごらんください。</p> <p>本案は、議案第４６号で提案した向山の字の区域及び名称の変更に伴い、都市公園八戸北丘陵、下田公園の位置が変更になることから下田公園の位置を、おいらせ町向山南、山崎、西後谷地、中平下長根山地内に改正するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>佐々木議長 (議員席)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p>

当局の説明	(議員席) 佐々木議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第47号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 佐々木議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	佐々木議長	<p>日程第15、議案第48号、平成26年度おいらせ町一般会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p>
	企画財政課長 (小向道彦君)	<p>それでは、議案第48号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書102ページをごらんください。</p> <p>本案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,443万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ106億5,362万4,000円とするものであります。</p> <p>107ページをごらんください。</p> <p>第2表継続費につきましては、津波避難タワー建設事業について平成27年度までの継続事業とするものであります。</p> <p>108ページをごらんください。</p> <p>第3表地方債補正につきましては、農道保全対策事業の限度額の変更及び奥入瀬川南岸地区ため池等整備事業を廃止するものであります。</p> <p>歳入歳出の主なものにつきまして、ご説明申し上げますので、事項別明細書をごらんください。</p> <p>まず歳出の主な内容につきましてご説明申し上げます。</p> <p>12ページをごらんください。</p> <p>2款1項1目一般管理費の本庁舎太陽光発電設備整備工事費及び本庁舎屋上防水改修工事費は、それぞれ翌年度への計画変更により減額し、4目財産管理費の公共施設整備基金積立金は実施計画に基づき5,000万円を追加するものであります。</p> <p>17ページをごらんください。</p> <p>3款1項1目社会福祉総務費では国民健康保険特別会計繰出</p>

		<p>金を1,089万8,000円減額しております。</p> <p>20ページをごらんください。</p> <p>4款1項2目予防費の乳幼児等予防接種委託料及び高齢者肺炎球菌ワクチン接種委託料は、ともに定期接種化による増額であります。</p> <p>27ページをごらんください。</p> <p>9款1項3目災害対策費の津波避難タワー建設工事費は2カ年度の継続事業とし、今年度は8,355万4,000円を計上、土地購入費は津波避難タワー建設場所の変更に伴い、2,100万円を減額、東日本大震災復興交付金基金積立金は交付金全額1億5,666万3,000円を積み立てしております。</p> <p>29ページをごらんください。</p> <p>10款2項3目学校建設費では甲洋小学校プール解体工事費として1,766万9,000円を計上しております。</p> <p>次に、歳入の主な内容につきましてご説明申し上げます。</p> <p>3ページをごらんください。</p> <p>1款2項1目固定資産税では現年度分2,410万円を追加し、6款1項1目地方消費税交付金は見込みにより4,000万円を減額しております。</p> <p>4ページをごらんください。</p> <p>10款1項1目地方交付税の普通交付税は額の決定により9,190万7,000円を追加し、震災復興特別交付税は津波避難タワー建設事業等にかかわる分で、7,376万7,000円を追加しております。</p> <p>5ページをごらんください。</p> <p>14款2項6目消防費国庫補助金の東日本大震災復興交付金は津波避難タワー建設事業分で、1億5,666万3,000円を計上しております。</p> <p>6ページをごらんください。</p> <p>15款2項1目総務費県補助金の地域環境保全対策費補助金は、本庁舎太陽光発電設備整備工事の取りやめにより1,781万6,000円を減額しております。</p> <p>7ページをごらんください。</p> <p>18款2項1目財政調整基金繰入金は9月補正の余剰分で9,089万9,000円を減額しております。</p>
--	--	--

		<p>8ページをごらんください。</p> <p>18款2項8目東日本大震災復興交付金基金繰入金は津波避難タワー建設事業の今年度分を繰り入れするもので、4,986万5,000円を追加し、19款1項1目繰越金の前年度繰越金は5,669万9,000円を追加しております。</p> <p>9ページをごらんください。</p> <p>21款1項1目農林水産業債の奥入瀬川南岸地区ため池等整備事業債は震災復興交付金事業の対象となったことにより2,550万円を減額するものであります。</p> <p>35ページをごらんください。</p> <p>給与費明細書は特別職及び一般職等の給料及び手当等の変更について示したものであります。</p> <p>39ページをごらんください。</p> <p>継続費に関する調書は、津波避難タワー建設事業の年割額及び財源内訳等を示したものであります。</p> <p>41ページをごらんください。</p> <p>地方債に関する調書は1件の変更と1件の廃止を反映させた起債元金の増減見込み額と年度末の現在高見込み額を示したものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>第1表歳入歳出予算補正のうち歳入全款についての質疑を行います。3ページから9ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>3番、平野敏彦議員。</p> <p>3ページですが、町税の固定資産税が現年度分で2,410万円補正になって11億3,202万9,000円というふうなことで補正になっています。増になったというのは、どういうふうな理由なのか教えていただきたいと思います。</p> <p>それから4ページの10款1項1目の地方交付税のところでは震災復興特別交付税が7,376万7,000円、これは事業決</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>税務課長 (田中富栄君)</p>	<p>定によるものか、復興特別交付税ということですから被災地としての算定でこういうふうになったのか、この根拠を説明いただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>税務課長。</p> <p>固定資産税の増額の理由ですけれども、当初予算につきましては、平成25年度の実績等を見ながら26年度の見込額で積算しておりましたが、実際に当初予算を付加した結果、土地家屋は当初見込んだより微増でしたが、それ以上に償却資産が当初見込んだよりも多く増加しておりました。</p> <p>その主な内容は、食肉加工製造業の構築物の償却資産が大きく伸びたので、今回このような形で増額計上させていただきました。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>企画財政課長 (小向道彦君)</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>震災復興特別交付税ですけれども、今回見たものは地方税の減収分と補助事業にかかわる地方負担額と、あとは津波避難タワーの工事分と土地購入費の分です。津波タワーと工事と土地購入につきましては予算の4分の1ずつを見込みであります。</p> <p>あとは地方交付税減収分は確定によるものと思われま。</p> <p>あと補助事業に係る地方負担額は南岸ため池と地方公営住宅家賃対策の分で2,019万4,000円を計上しております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>食肉関係というのは、償却資産というのは日本ハムのかかる分なのか、ここのところ今一度確認をしたいと思います。</p> <p>それから4ページの震災復興特別交付税というのは、被災を受</p>

		けたための特別の算定でこういうふうになっているのか、そういうふうなのであれば、例えば被災してから3年も経過していますから本来は当初予算で算定して計上すべきじゃなかったのかというふうなことです、この点お願いします。
答弁	佐々木議長 税務課長 (田中富栄君)	税務課長。 償却資産のところで食肉関係ということについてということですので、議員がおっしゃったような形で日本ハム系列の会社が施設を整備した部分での償却資産が当初見込んだよりふえたということでもあります。
答弁	佐々木議長 企画財政課長 (小向道彦君)	企画財政課長。 お答えします。 補助事業も津波タワーもルール分ですけれども、事業が決定すれば、その分が来て、最後には精算して戻すということもあり得るということで、当初にはわからなかったものであります。 あと地方税のほうも今の普通交付税の算定において出てきた金額と考えております。 以上でございます。
質疑	佐々木議長 1番 (高坂隆雄君)	ほかにございませんか。 1番、高坂隆雄議員。 9ページですが、20款諸収入のところで地域の元気支援事業費補助金917万ほど計上されていますが、この内容についてお知らせをいただきたいと思います。 そして支出では、どの科目のどういったのに使われるのか、そこまでお知らせください。
答弁	佐々木議長 企画財政課長 (小向道彦君)	企画財政課長。 地域の元気支援事業補助金につきましては、充当は災害物資等の備蓄事業に344万5,000円、あとは商工会プレミアム共

		<p>通商品券発行に300万円、あと住民自治組織地域づくり事業費補助金のほうに272万5,000円を充当しております。県のほうからの補助になります。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
質疑	<p>佐々木議長 (議員席)</p> <p>佐々木議長</p> <p>15番 (馬場正治君)</p>	<p>なしと認め、歳入全款についての質疑を終わります。</p> <p>次に、歳出についての質疑を受けます。</p> <p>第1款議会費から第5款労働費までについての質疑を受けます。11ページから21ページ。</p> <p>15番、馬場正治議員。</p> <p>11ページの総務費の一般管理費の特別職給が20万円減額となっておりますけれども、午前中の会議で4日の開会日に提案された特別職の給与引き上げ議案の撤回が許可されたわけですね。予定どおり提案されて給料がアップになった場合、当然補正を組むのが通常の常識だろうと思うんですけども、提案しても修正しないで、これが20万減額となっておりますが、提案を撤回したことによって、さらにマイナス補正ということが考えられるのかどうかお聞きしたいと思います。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>総務課長 (澤上 訓君)</p>	<p>答弁を求めます。</p> <p>総務課長。</p> <p>それでは馬場議員にお答え申し上げます。</p> <p>特別職給与の20万円の減額については、副町長が5月14日就任に伴うということで、ちょっと当初予算から1カ月ちょっとあと何日かなんですけれども、その分の減額分がありまして、10月1日から施行する予定だった特別職の上昇分につきましては、52万2,000円を見込んでおったんですけども、それを差し引きしても20万の減だったと。今後もしかすれば若干の補正も考えられるのかなというようなことになります。</p> <p>以上です。</p>

質疑	<p>佐々木議長</p> <p>15番 (馬場正治君)</p>	<p>15番。</p> <p>よくわかりました。</p> <p>特別職3人の給与のアップを見込んでも、52万2,000円のアップを見込んでも20万円のマイナスということですが、ただ、この20万円のマイナスについては副町長の収入が1カ月おくれたということで、当初4月から就任した場合の予算計上しておいたものが1カ月支給がなかったということで、結果的に補正したということですよ。そうすると、答弁がちょっとおかしいですよ。これから10月1日に施行した場合に52万2,000円アップすると、今年度。それを見込んでいないんですよ。見込んでもとおっしゃいましたが、見込んでいないので、今後の補正でまた補正する可能性があったというのが正しい答弁ではないですか。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>総務課長 (澤上 訓君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>ちょっと誤解させてしまっているような部分があるかと思いますが、ここの特別職というのは町長と副町長ということになりますけれども、その副町長の部分が5月14日就任ということで減額分が72万2,259円。特別職の値上がりの分の52万2,000円をプラスマイナスして三角の20万200幾らというふうな計算であります。今回の取り下げたことによって、またさらに若干の補正も生じるというふうなことになるかと思えます。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>15番 (馬場正治君)</p>	<p>15番。</p> <p>はい、わかりました。</p> <p>そうしますと議案の撤回によって今後マイナス補正の可能性があると。よくわかりました。</p> <p>以上です。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>ほかにございませんか。</p>

質疑	4番 (檜山 忠君)	4番、檜山忠議員。 13ページの総務費についての関連になるんじゃないかなと思いますけれども、お聞きしたいことがあります。 現在の技能職の方の人数は何名ですか。それをちょっと先にお聞きしたいんですか。ここではないですか。ここでも大丈夫ですね、質問して。
答弁	佐々木議長	答弁を求めます。 総務課長。
答弁	総務課長 (澤上 訓君)	大変申しわけございません。技能職と、その振り分けの数字、まだこの場では……。予算書の37ページのところに、ここに載せてありますけれども、人数の割合が2人の1人、3人ですね。 すみません、26年7月1日現在で1人ということになっております。
質疑	佐々木議長	4番。
質疑	4番 (檜山 忠君)	今後、採用の予定はありますか。また技能職の職務規定というふうなことの、それはちゃんと合っていますか。
答弁	佐々木議長	総務課長。
答弁	総務課長 (澤上 訓君)	技能職につきましては、今後は委託の予定で考えていまして、補充するというふうな、今のところは予定はございません。
質疑	佐々木議長	4番。
質疑	4番 (檜山 忠君)	委託するというふうであれば早く委託の方法を考えて……。 なぜ私がこの質問をするかということ、今1人で作業をしているのを大体毎日見ているんですけども、ダンプを持って行って、そしてバケツで砂を積んで、それを現場へ持って行って、そしてローダーをかけてと、1人ですべて作業をやっているんですね。危険作業を1人でやっているというふうなことで、こういう

		<p>ことはあまり、作業上と言ってもあれでしょうけれども、職務的にもよくはないんじゃないかなと思うんで、危険作業をやる時には少なくとも2人以上がついてやるような方向に持っていくべきだと思うし、委託するというのであれば早く委託して1人で作業をできるだけ減らす方向にしていきたいと、そういうふうに思うものであります。</p> <p>以上です。</p>
	佐々木議長	地域整備課長。
答弁	地域整備課長 (澤口 誠君)	<p>今回の質問のありました砂利道の補修のほうにつきましては、今年度運転手が1人ということもありまして、業者のほうに採石道路補修、委託という形で旧百石地区、旧下田地区において業者のほうにも業務委託しておりますので、そちらと合わせたような対応を現在しているところであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	佐々木議長	<p>ほかにありませんか。</p> <p>1番、高坂隆雄議員。</p>
質疑	1番 (高坂隆雄君)	<p>20ページになります。4款衛生費の環境衛生費の中で役務費手数料59万4,000円計上してあります。この内訳をお知らせいただきたいと思います。</p>
	佐々木議長	はい。
答弁	環境保健課長 (松林由範君)	<p>この役務費につきましては、住民等からさまざまな環境に対する苦情等が寄せられたケースがありまして、それに対応して必要な調査を行う、具体的には、ここの手数料の部分につきましては土質の調査を行う、その手数料でございます。</p>
	佐々木議長	1番。
質疑	1番 (高坂隆雄君)	<p>土質の調査ということですので、多分土壌調査のことだと思います。6月議会で同じ科目で16万8,000円計上してありま</p>

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>環境保健課長 (松林由範君)</p>	<p>す。これは水の調査をする費用だと、こう認識しておるんですが、それが実行されたのかどうなのか。</p> <p>そして今の土壌の診断するのは、いつごろどういう機関に対して検査を行うのか、内容まで含めてお知らせください。</p> <p>環境保健課長。</p> <p>まず1点目の水質調査につきましては、委託する業者に対しまして、今どういう手順でやるか打ち合わせをして、その資材等の用具等も準備をして、あとはしかるべき日に向けて調査をするということで、今もう調査ができる段階になっております。</p> <p>それから土壌調査につきましては、土壌の規制ということにつきましては土壌対策法という法律に基づくものがあるわけですが、それにつきましては、かなりの広範な種類の調査ということで決められているわけですが、今回はそれに準じた形で、主に農業等によるさまざまな汚染、畜産も含めてですけども、それらによる土壌への影響等があるかどうか、それについて関係者等と打ち合わせをした上で、これをやると、やるのが適切だという判断でやるのであれば、これを実行したいということでございます。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>1番 (高坂隆雄君)</p>	<p>1番。</p> <p>6月と今回と補正を組んでいただいたことについては大変ありがたく思っております。場所につきましては、多分、二の川のことだと思っております。私が昨年9月議会、それから12月議会で一般質問で取り上げ、議会広報にも載っております。町に対しても水質の調査等をお願いしたところ、当時はそういう考えはありませんということでしたが、前回と今回と予算を計上したことについては大変前進することになりますので、ありがたいなと思っております。</p> <p>ただ、どうしても、先ほど課長さんは環境が整ったので随時検査を実施するということでしたが、6月に予算が通ってから、もう3カ月たちますので、非常に遅いのかなと思っております。昨年の10月、12月議会の前の10月に私が現場で水を採取した</p>

		<p>際には、県に届け出をして県の職員も来て、その場で一緒に水を採取したんですが、それは午前11時ごろだったんですけども、県は午後の2時半に業者の人と別の水をとって採取した検査結果が出ておりました。</p> <p>皆さんにも、この会場で私、水もお見せしたとおり非常に茶色い汚れた水、汚水ではないかと思われるくらいひどい水が流れておりましたので、ぜひ、問題がなければいいんですけども、問題があるかもしれないという前提で検査をしていただきたいなど、このように思いますので、よろしくお願ひします。</p> <p>ほかにございせんか。</p> <p>3番、平野敏彦議員。</p> <p>14ページの総務費、企画費の15節工事請負費の電気自動車電源設備工事ですが、これについては前にも説明があつてわかりますけれども、利用の仕方について、例えば町内には電気自動車が大体何台ぐらいあるのか、それから町外からどのぐらい見込んで電源を設置するのか、この辺について。</p> <p>それからPR、ここに電源設備がありますよというふうなPRの方法、これについて説明をいただきます。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>企画財政課長 (小向道彦君)</p> <p>佐々木議長</p>	<p>答弁を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>見込みとPRについてですけれども、具体的な見込みも今のところ持っておりません。</p> <p>ただ、役場の本庁舎の前の駐車するスペースのところに建てて皆さんから利用してもらえるような急速の電源装置をつくるということにしております。</p> <p>PRのほうも同じなんですけれども、広報とホームページと、そのようなことを考えております。</p> <p>以上であります。</p> <p>ほかにございせんか。</p>

<p>質疑</p>	<p>4 番 (檜山 忠君)</p>	<p>なしと認め、第 1 款議会費から第 5 款までについての質疑を終わります。</p> <p>次に、第 6 款農林水産業費から第 1 0 款教育費までについての質疑を受けます。2 2 ページから 3 3 ページ。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>4 番、檜山忠議員。</p> <p>2 7 ページの消防費についての津波避難タワー建設工事費についてちょっと伺いたと思います。</p> <p>この工事費は例の明神山に移転するための工事費の一部を考えてよろしいのでしょうか。移転に当たっては、きのうの一般質問でもいたしました、明神橋を渡ることの危険性等々指摘をいたしました、それでも移転をというふうな考えでしょうか。</p> <p>また 1 カ月前の『東京新聞』に報道されておって、いかなものかの報道がなされたみたいです。そして、それを東京にいる方が、その『東京新聞』の切り抜きをおいらせ町にいる人のところに送ってきて、こういうふうな騒ぎになっているよというふうな話をしてくれたんだそうです。それは今朝、ちょっと情報を得ましたけれども、いかがですか。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>まちづくり防災課長 (中野重男君)</p>	<p>答弁を求めます。</p> <p>まちづくり防災課長。</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>まず 1 点目の工事費の一部であるかということのお尋ねでございます。移転先の工事費の一部、お見込みのとおりでございます。</p> <p>なお、この一部を先ほど 1 0 7 ページにもありますが、継続費ということの今年度分の初年度分ということでご理解をいただければと思います。</p> <p>それから、次に先般、危険性を指摘したのに、それでもまだ移転かということだと聞きました。</p> <p>我々の考え方といたしましては、災害は姿形をかえてきます。リスクゼロということは、なかなかできないものと理解しております。当然ながら私どもが考えるハードですべてをカバーできる</p>

		<p>と思ってもいません。当然ながら地域の力、そして個人の力、町も含めて協働で何とか対策をと考えており、全員協議会でも説明させていただきましたが、3つのポイント、いわゆる指針やマニュアルの改正による避難可能距離の拡大、それから環境が整っての明神橋の耐震化、それから将来負担の軽減、この3つのポイントを総合的に検討して判断させていただきましたということでありまして、3点目の1カ月前の『東京新聞』の内容ということで私のほうも情報は知り得ております。</p> <p>私どもが計画をしているタワーにつきましては、新聞の内容とは若干解釈は違いますけれども、私どもは町民のための施設、命を守る施設ということで全体の津波避難計画の中の1つの事業であります。それらも踏まえて総合的に考察していただければありがたいんですが、タワー1点に絞っての考察ということで、甚だ残念なお言葉を書かれたということでは残念に思っている次第です。</p> <p>ただ、私たちも、これからも新聞報道等につきましても丁寧な説明をさせていただいて町民にもそういうふうな説明をきちんとさせていただいて、みんなの協力が必要ですよということをは力を入れていきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>4番。</p> <p>そのお答えを逆に町長から、あそこに何としても建てたいんだというのであれば、町長から本当はお話をお聞きしたかったんですけれども。</p> <p>私は、どうしても変更して明神山に避難タワーを建設するというのであれば、やはりきのう一般質問でも指摘しましたけれども、避難タワーの収容人員を初め134人より避難できないような規模になっているわけです。3・11の避難実績は310人というふうになっているわけですよ。そういう意味からおいても、それを参考として350人規模のタワーを建てるというふうなことにしないと町民は安心できないんじゃないかなと思うんですよ。</p> <p>また明神山への避難路をできるだけ防災計画に整合するよう</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檜山 忠君)</p>	

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>まちづくり防災課長 (中野重男君)</p>	<p>な整備をし、その上で川口、堀切川地区からの避難路である歩道の整備、例えば夜間の非常照明、風雪・風水害対策及び要援護者及び児童、あそこには保育園もありますよね、もとのタワーを建てようとしたところのそばには。そのような児童等弱者の搬送用の装備の配置及びそれらの拡充等々地域住民と多くの話し合いを重ねてそのように対応することを何とか考えていただきたいと、そう思いますが、いかがですか。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>まちづくり防災課長。</p> <p>それでは、私のほうからお答えさせていただきます。</p> <p>まず1点目、134人からなるべく多く収容する工夫ということで伺いました。</p> <p>今の現計画であります、川口地区を対象とした134人ということでは説明させていただきましたが、避難階という避難する部屋みたいなところは134人を1人1平米ということで計算をさせていただきましたが、プラス屋上にも134人屋上は避難できるものと考えております。</p> <p>しかし、私どもは議員のご指摘のとおり1人でも多くという思いがありますので、これからの設計で、もしかなうのであれば、その辺も随時検討させていただいて1人でも多く収容できるような形に調整したいというふうに思っております。</p> <p>それから2点目のインフラ整備と援護者等への配慮ということでいろいろご提案をいただきました。ハード面・ソフト面含めてご意見をいただいたと思っております。</p> <p>すべてはできかねますけれども、ご意見を踏まえて私どもがこれからタワーのほかハード面が着々とできて形になってきますので、それらを踏まえた形の避難計画を最終的に修正してできるということを目標にしております。使い方も含めて地域の方々との協議をしながら、訓練をしながら、そして検討していき、我々の町があくまでもセットしたものは使っていただかないと生きないということになりますので、この点はやはり住民の方々の協力をいただき、理解をしていただき、多少不満があろうかとは思いますが、何とか訓練あるいは反省の材料の中に検討</p>
-----------	---	---

質疑	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檀山 忠君)</p>	<p>して満足いくという中で何とか乗り越えていければという思いでございます。</p> <p>4番。</p> <p>これが最後の質問になりますので。 まずは移すにしても地域住民の生命と安全・安心を守るため、いつかの猶予もこれはできる問題ではないだろうと思います。したがって、完成までのスケジュール、それらをちゃんと明示していただきたい、そう思いますので、いかがですか、それら、できますか。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>まちづくり防災課長 (中野重男君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>お答えをいたします。 議員ご指摘のとおり一刻も猶予はないという認識では同じでございます。ゴールは、あくまでも交付金事業という視点からいくと27年度末がぎりぎりのゴールでございます。それに向けて今現在、予算の補正を計上させていただきましたし、これが承認させていただくことで10月には国のヒアリングを受けた形での申請が可能となりますし、さらにはその申請ができれば11月ごろには可能額通知が来るのではないかと見込んでおり、11月には入札などの一連の事業が1つ動くというふうに見込んでおります。 最終的には12月議会に契約議案などを提出できればという思いで、さらにそれよりもスピード化が図れば国にまたお願いをしながら1週間でも1カ月でも早く前倒しできるようにお願いしてスケジュールを早めて、議員のご指摘のとおり猶予がないということで危機感を持って対応したいと思います。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (三村正太郎君)</p>	<p>ほかにございませんか。 町長。</p> <p>今の課長の補足をさせていただきたいと思っておりますし、町長としてのお願いの答弁をさせていただきたいと思っております。</p>

		<p>これまでも全員協議会、そして一般質問を通して檜山議員さん、質問、多々多くいただきました。ご心配をさせていただいておりますことに、まず感謝とお礼を申し上げたいと思います。</p> <p>先ほど課長が答弁したことに尽きるわけでございます。先ほどの一刻の猶予もならないということはそのとおりでございます。一日でも早く着工して、いつ来るかわからない津波等に備えなければならないということで、そして、それを前に進めなければならないという思いでいっぱいでございますので、ぜひ町民の命を守るタワー移設にご理解をいただいて、そして前に進めさせていただきたいということを改めて申し上げさせていただきたいというふうに思っております。</p> <p>移設することに対してのポイントは課長から申し上げたとおりでございます。期限が決まっております。来年度いっぱい、来年度に完成をさせなければならないということで、私どもとしては議員各位の皆さんのご理解をいただいて、そして議決をしていただければ、早速国のほうに申請をして、そして前へ前へと進めていくと。そのことが町民の一日も早い安心・安全を与えることになるだろうというふうに思っておりますので、どうぞ檜山議員におきましてはご理解とご協力を賜りたい、そのように思っております。ぜひ明神山に移設をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>14番、松林義光議員。</p> <p>津波避難タワーの建設工事費、8,300万余り、これは当初は6億5,000万、工事費、満額国から来ると、そういうふうに認識しておりますけれども、今回の建設工事費、国から工事費は満額来るといふふうに理解しているのかどうか、それがまず第1点。</p> <p>それから2年計画で工事を行うとなれば、今回の8,300万余りの工事は入札は1回で終わるのか、それとも入札は、あくまでも8,300万余り、また来年入札を行うのかどうか。その点お伺いいたします。</p> <p>それから私も先般、明神山に車で登ってまいりました。避難路、生活道路ですか、道路幅3メートル前後かなと、こう思っております。</p>

		<p>ます。私は先に避難路の整備を行うべきであると、こう思っております。このことは防災課長にもお話したことがありますけれども、なぜ先に避難路の整備をしないんですかと、それから建設タワーの工事ではありませんかと言いました。お金がどうかこうとか言っていましたけれども、先ほど平野議員のやりとりを町長は聞いておりましたけれども、力強い答弁であります。お金は使うんだと。使って町を元気にするんだと、これが町長の答弁がありました。25%まで目いっぱい使ってもいいんだという考えのようであります。ですから、お金はあるでしょう。なぜ先に生活道路の整備をしないのか、それをお伺いいたします。</p> <p>佐々木議長 答弁を求めます。 まちづくり防災課長。</p> <p>まちづくり防災課長 (中野重男君) 3点ということで理解しております。 まず1点目ですけれども、タワーの予算ですけれども、基本的には国からの満額ということで、年度は若干違いますけれども、最終的には満額きちんと来るとということで私どもは目指しておりますので、その満額を獲得するために、ぜひ国と協議を進めさせていただき、負担はゼロという方向性で考えています。 ただ、4分の3という事業費の内訳はありますけれども、後年度、特別交付税ということで補填されますので、最終的には満額ということで理解しております。 もう1つ、2つ目ですが、入札の関係ですけれども、今回設計が上がってきますので、それらの状況を踏まえて本体あるいは機械あるいは設備等の関係の、どういう入札方法が適正かということは担当課である課と協議をさせていただき、それらを踏まえて町長等へ具申をさせていただき、検討させていただいて適正に執行してまいりたいということでございます。 それから、もう1つ、道路整備等のほうが先ではないかということのご意見でございますが、私どもが今、避難タワーを優先させている理由は、27年度末ということで、あくまで事業がゴールを迎えるわけです。それに沿って、できるだけ早くということで、できれば道路の整備のほうも議員おっしゃるとおり一緒に並行してやりたかったんですけれども、なかなかその優先度が違い</p>
--	--	---

		<p>まして私どものほうの事務の量もありましておくれた感がございます。</p> <p>しかし、前にもご説明させていただいたとおり、タワーはタワーで進めさせていただき、その生活道路等のものについては、副町長も答弁していますとおり、検討させて整備させる形のことを今後検討していますので、ぜひご理解をいただければと思います。</p> <p>すみません、基本的に入札は1回ということでご理解をいただければと思います。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>14番。</p> <p>入札は1回、これは特殊な工事になるのかどうか私はわかりませんが、これは地元の業者で工事できるものかどうか、この指名をどのように考えているのか。11月に入札を行うという話でございますけれども、この指名をどのように考えているのかお伺いいたします。</p> <p>工事費は満額、これから関係者と協議して、これからの話だというわけですね。満額来るかどうか、課長は満額来ますよという話ですけれども、間違いなく満額来ると、もう一度答弁をお願いしたいと思います。</p> <p>それから、生活道路、私が言うのは町長が一番わかっていると思いますよ、あの道路は。狭い道路ですね。そして整備する、移転拡幅、私は相当の金がかかると認識しました。もし、あれを整備するとすれば、拡幅するとすれば相当のお金が投資しなければならない。それも先ほど町長が言った積極財政投入で、それは乗り切りますよということだと思いますけれども、避難路の整備について町長からもお伺いしたいと思います。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>まちづくり防災課長 (中野重男君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>まず1点目ですけれども、特殊な工事かということで、地元の業者が発注できるかというお尋ねと聞きました。</p> <p>私どもの今の現設計、詳細設計をつぶさに聞きながらやっていると、現在のところ特別難しい工事ではないということ</p>

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (三村正太郎君)</p>	<p>で十分地元で受注可能ではないかということの反応は得ておるところです。</p> <p>それから、満額来るのかというこだわりでございますが、あくまでも補助事業でありますので、設計の段階で、どうしても補助の対象になる・ならないが一部分出てくる可能性もありますので、私どもは今、詳細設計も含めてですが、満額交付対象となるように、補助金の対象となるように努力はします。</p> <p>ただ、ここで確定ということはなかなか言い切れないところがありますので、努力させていただきますという言葉でご理解をいただければと思います。</p> <p>以上でございます。</p> <p>町長。</p> <p>お答えをいたしたいと思います。私から。</p> <p>まず避難道路のことでございますが、確かに私は現場を見ておりますから、狭いです。ですから私としては最初から拡幅もしなければならぬということで、並行してやらなければならないというのは課長が答弁したとおりでございます。</p> <p>今のところは年度が決まっておりますので、津波タワーをまずお願いして、そして、その後に道路拡幅についても考えていきたいというふうに思っております。</p> <p>その財源でございますけれども、本当は国からいただきたいんです。いただきたい。しかし、それも国の基準というのもあるって採択条件もあろうかと思っておりますので、それはあまりにも都合のいい話になろうかと思っておりますけれども、私どもは復興基金というのを積み上げておりますので、それらも活用しながら前に生活道路、避難道路をいい方向へ進めて住民の方々が逃げるときに逃げやすいような環境をつくってやらなければならないというふうに思っております。</p> <p>また上がってきからの狭い道路なんかもあるんですよ、直結する。あれらも全部含めて総合的に、駐車場も含めて、それらも含めての考えのもとに判断をしながら進めていきたい、整備していきたいというふうに考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいというふうに思います。</p>
-----------	-------------------------------------	---

質疑	<p>佐々木議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>14番。</p> <p>まちづくり防災課長、設計からいって特殊な工事ではないと、地元の業者が受注できる工事ではないかという話であります。行政管財課長ですか、入札の担当の課長は。まちづくり防災課長の話を聞いて地元の業者で受注できるとすれば、本体、水道、電気、その辺ですね、地元にくらでも地元の業者が潤うような指名をすべきだと思いますけれども、行政管財課長の考えもちょっとお伺いしたいと思います。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>行政管財課長 (松林泰之君)</p>	<p>行政管財課長。</p> <p>入札の考え方でございますけれども、今、防災課長が言いましたように、そう特殊でないというふうなことでありましたので、通常、学校あるいは体育館等も地元の業者等が工事してきているわけですので、そういうことも含めると金額的にも継続費2億1,000幾らですか、あと分割発注をするというふうなこと等からいけば、地元業者を中心とした入札でもいけるのかなというふうに私は思っております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番、平野敏彦議員。</p> <p>私は今までの津波避難関係については非常に事務のおくれ、既に3年を経過して、いまだに具体的なものが今ようやく示されている。当初6億5,000万の計画があったときに議会にも説明がありました。その6億5,000万の事業が組めなかったわけですが、なぜか今の繰越明許をみれば2億1,800万、この差というのは非常に大きいんですよ。</p> <p>私は、この計画内容をするのであれば、この6億5,000万をもって、いろいろな意味で国のほうへばんばん言ってやることによって、今27年までにタワーを建てなければだめだとか、そういうふうな説明が出てこない。3年間何をやってきたかというふうに、だから議会でいつも確認しているわけですが、や</p>

		<p>はり担当課の事務、それからトップにある者、そういうふうな者の姿勢、そういうふうなのが私はもっと問われてもよかったんじゃないかなというふうな思いで、担当課のほうも事務のおくれというのを全然気にしていないんじゃないかと私は思うんですよ。この辺がどうも、行政を執行する側としての認識が。</p> <p>今質問しますけれども、タワーについては27年度までに完成をさせなければならないというふうなことで、もしこれが28年になれば補助金が来ないというふうなことなのか、この辺。</p> <p>それから先ほどの説明ですと100%補助金が来ますというふうなことです。今の予算の計上の仕方を見れば国、県から1億5,663万円補助金を見えていますけれども、39ページの継続費について見ますと、特定財源というのは一般財源に振りかえをして、その他の財源として計上しているんだというのわかりますけれども、総体的に1億5,600万のほかにさらに町長が言った基金を積み立てたものをこれに充てていくというふうなのであれば、総事業費が2億1,843万9,000円ですから、これを2カ年でやる、松林議員の質問では一括で入札をするんだというふうなことです。この2カ年にわたる部分について入札というのは可能かどうか、この部分を確認をしたいと思えます。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>まちづくり防災課長 (中野重男君)</p>	<p>答弁を求めます。</p> <p>まちづくり防災課長。</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>まず事務のおくれ等、それから3年間とはということで、当初の計画をもってすれば、もっと早く進むのではないかとというふうなご意見でございました。</p> <p>確かに議員ご指摘の部分もあろうかと思いますが、少し言いわけをさせていただければ、3年間ではなくて、私どものタワーを当初6億5,000万であげた当時は、逆に私どものおいらせ町が他の地域を抜いて早く計画を出し過ぎたという嫌いがあると私は思っております。</p> <p>ただ、申請をさせていただいた後に、その詳細設計を組まなければならない、そしてヒアリングを受けなければならない、そう</p>

<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>いう中にいろいろな指針やマニュアルが改正、そして私どもが、このタワーの25メートルてっぺん、当初の高さがそういうことになりますので、当時は大変大きい建物、タワーでありました。ゆえにプロポーザルという（「質問以外の部分はカットせい。何も聞いていない、そういうのは」の声）、大変失礼しました。一生懸命頑張らせていただきます。</p> <p>それから27年度のゴール、期限ということでございますが、27年度までは絶対ということで国から指導を受けておりますので、これを越えることはできないというふうに認識しております。</p> <p>それから2カ年にかかわる入札の件でございますが、私のちょっと勉強不足で、今はお答えできませんので、後刻させていただきます。</p> <p>3番。</p> <p>今の答弁ですと、早く計画を出し過ぎたと。早く計画を出したら早く完成するのが当たり前じゃないですか。八戸を見なさいよ。ちゃんとその期間内に終わっているじゃないですか、ほとんどの事業が。早く出したから早く終わったんですよ。私は、そういうふうな今のような答弁というのは全くもって理解できませんよ。計画を立てたら少なくとも進捗、その事務、担当、省とかそういうふうなものにトップが行って町の思い、そういうふうなものを伝えることによって事業がばんばん進むんですよ。八戸はそういうふうな形で市長が先頭を切ってやったわけですよ。その辺をちゃんと事務方として、新聞とかそういうふうなものを見ればわかるわけですから、なぜ対応できなかったのかというふうなのを私は反省すべきだというふうなことを言っているわけです。</p> <p>それから27年までにタワーを建てなければ国のほうのいろいろな意味での支障が出てくるというふうなのは理解できました。</p> <p>じゃあ、今、町全体の計画、避難道路、階段、それから、いろいろなインフラ整備、そういうふうなものというのは、いつまでに終了するか。本当に金がなくてやらないんじゃないかと積み立てて基金があるわけですから、なぜそういうふうなのがぼやっと</p>
-----------	------------------------------------	---

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>副町長 (柏崎源悦君)</p>	<p>していつまでも延ばしていくのか、私は理解に苦しみますよ。もう一回、全体計画はいつまでなんですか。</p> <p>副町長。</p> <p>私のほうから答弁させていただきます。</p> <p>まず先ほど多少答弁が不足の部分もありますので、その部分についても触れながら話をしていきたいというふうに思います。</p> <p>まず全体として理解していただきたいのは、表現がよくなかったかもしれませんが、確かにスタートで災害が起きたために、その対策の、いわゆる私たち事務用語では頭出しというんですが、メニューを出した段階ではよかったし、多くの計画を、壮大な計画をもって6億5,000万のプランを出したわけですが、それが早すぎたという表現をしましたけれども、そういうことではないんですけれども、やっていって基本プランを出した6億5,000万を具体的な詳細設計に入る段階で震災の交付金の補助対象が詳細に示されてきて、そうすると、どうしても町の持ち出し財源が大きくなるということで計画を変更してきたというところが事務の遅くなったところの主たる要因だなというふうに思っていますから、それにしても、もう3年も経過しているわけですから、ご指摘の事務が遅滞しているという部分については深く反省していきたいなというふうに思います。</p> <p>それから、そのように反省して、もう過ぎたことについてはいかようにもなかなかしがたいものですから、これから気合をかけて取り組んでいきますが、事業費の2億1,000万に減額したということにつきましても、トータルでは、前の6億5,000万もそうですが、設計費等これまでの経費がおよそ1億ぐらいかかっております。それらを含めて今まで話をしてきた3億ぐらいという、6億5,000万もそれらのものを全部含めての話でということと考えていただきたいので、およそ半分になっております。</p> <p>それから補助対象の部分につきましては、補助対象は随分スリムにして、いわゆる補助要綱に沿った形で、できるだけコスト、それから将来のランニングコストもということで検討してきたわけですから、ほぼ自分たちとしては満額補助対象になるのでは</p>
-----------	-------------------------------------	---

<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>ないかなとは思っています。</p> <p>ただ、これから、ご存じのように補助申請をして査定を受けていくわけですから、担当課長としては大丈夫だという断言はできないので、そこら辺は理解していただきたいというふうに思います。</p> <p>年次についても、うわさとしてはまだ延びるのではないかというような話もありますけれども、それは青森県を除いた福島、宮城、岩手なのかなとかという話もありますし、そういううわさもありますし、実際に延びるのか延びないのかということについては今の時点ではとても皆さんに答弁できる状況にはないというふうに思っております。</p> <p>したがって、私どもとしては、今の決められた中で27年度までには必ずタワーを建設するという考え方でまとめて仕事をしておりますので、ご理解ください。</p> <p>それから避難道路につきましても、避難道路はタワーを完成するまでに、幸い、先ほど町長が申し上げましたように、災害復興基金等が積み立てられておりますので、それらを活用しながらタワーが完成する27年度末までには、できるだけ早くですけれども、整備できるようにしていきたい。それら周辺のものについては、正直申し上げて、これまでまだ検討されてきませんでしたので、今からタワーの工事をしながらになりますけれども、実質的には新年度予算に向けて、すべてのものが新年度予算でできるわけではないんですけれども、これから復興基金等については、それなりにまだ時間があるようですから、その活用については、これから整理をして皆さんとご相談を申し上げていきたいというふうに思いますから、よろしく願いいたします。</p> <p>3番。</p> <p>今の副町長の説明で理解ができましたけれども、私は町の持ち出し財源が出るからというふうな形で緊急的な対応をする心構えというのは間違っているんじゃないかと。今現在だって災害に対する給付金が入っているわけでしょう。八戸だったらどうしますか、延ばしたら。とてもじゃないけれども、水産関係さまざまなのが経済活動ができなくなるわけですから、やはりそういう</p>
-----------	------------------------------------	---

		<p>ふうなものをちゃんと踏まえて判断をしていく、町がそのとき金を持ち出しても後年度に給付金とかそういうふうなのが浄財が入ってきてゼロになるわけですよ、そういうふうなのが。早く復興して経済活動、そういうふうなものが生まれてくることによっていろいろな意味で町のイメージも高まるし、町民の士気も高まるんですよ。そういうふうなものが非常に机上での判断だけに頼っている。もっと外に出ていろいろな形で見てくればいいというふうな思いがあります。</p> <p>道路幅員とかそういうふうなものも8メートルということで出ています。さっき檜山議員も言いました。災害については、夜間、風雪、風水害いろいろなものが想定されるわけですよ。私は前にも言っているように避難道路の幅員については8メートルなんてそういう話ではなくて、もっと倍以上広めて、例えば川口地区から避難する130何人ですか、134人、昼間ですと車を運転する人がほとんどいないと思いますよ、畑に行って。そして、どういうふうにして歩かせてくるというふうな想定ですけども、私だったら、例えば農家のトラクターとかそういうふうなもの、トレーラーに高齢者とか歩けない人を乗せてだれかが1人トラクターで来るとか、3台で来るとか、いろいろな手段を想定しながら対応するためには8メートルの幅員だったらだめなんですよ。2台、3台車が並んでも避難できるというふうな想定のもとで避難道路とかそういうふうなものをつくりなさいと私は提案しているんだけど、一向にらちが明かないと思うんですよ。その辺はこれから限られた期間で実施するわけですから、ひとつ考慮して設計も組んでほしいと要望して終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>15番 (馬場正治君)</p>	<p>15番、馬場正治議員。</p> <p>同じく津波避難タワー関連について質問いたします。</p> <p>先ほど来4番議員、14番議員、3番議員と質問しておりますけれども、まちづくり防災課長の答弁の中で『東京新聞』の記事は津波避難タワーだけを見ての記事で非常に残念だと。町の総合防災計画、津波避難計画全体を見てほしかったというお話がございましたけれども、ことこの予算のところに来ましたら避難タワーだけを見てほしいと、全く逆のことをおっしゃっております。</p>

	<p>先ほど14番議員が、まず周辺の道路等の環境整備が先ではないかという質問がありましたけれども、それに対しては、町長は持ち出し財源があっても今後検討、整備をしていきたいという答弁がございましたけれども、あに図らんや課長には、そういった答弁をする権限はないので、タワーだけを見てほしいとおっしゃったわけです。</p> <p>振り返れば今年の第1回定例会、3月議会、その当時まだ町長は前任者でございました。そのときに平成26年度予算提案をされたときに、6億5,000万の変更前の場所に建てる避難タワーについて国の採択が得られたということで私たちは全会一致で計上された、提案された予算を承認したわけです。そして2月末の選挙の後、首長がかわったら突然変更だと。そして27年度末までに完成させなければならないということです。</p> <p>約半年、計画の変更によって作業がおくれたことも事実だと私は考えておりますけれども、なぜ変更したのかというその理由でございましてけれども、当初、建設場所については3・11の浸水区域に限ると、原則、浸水区域に建てるものしか認めないという国の指針がありました。それが変更されて多少浸水区域を外れてもよいということになったとか、全国の避難タワーの建設費用と比較しておいらせ町は突出して高いと、もっとコストダウンできないか、そういう国の要請があったということは理由として挙げておられましたけれども、建設地点そのものを変更して、なおかつ安くして建てようという将来の町の負担費用も少なくしたいという気持ちは十分理解いたしますけれども、選挙戦の中で、当時の現職が推し進める避難タワーの建設について反対をしたこと、それがどうしても当選した後、現職の進めている計画を認めて進めることができなかった。そのことによって半年おけているのではないかと私は考えておりますけれども、いかがでしょうか。それが1点です。</p> <p>それと先ほど課長の答弁が食い違うということも言っているんですよ。予算についてはタワーだけを見てほしい、新聞の記事については全体の大きい部分を見てほしかったと。これはちょっとおかしいと思うんですよ。</p> <p>それともっと簡単な質問を3つ目にします。</p> <p>これから避難タワーができて毎年津波避難訓練等されると思</p>
--	---

		<p>います。当初の場所における当初の計画では収容人数300人を超えたと思いますけれども、今回提案されている避難タワーは避難室134名、屋上、屋根のない屋上を入れても268名ということですが、当初の計画では川口、堀切川地区の人口を勘案しての規模であったと私は記憶しております。</p> <p>そこで避難訓練、今後行う中で、その避難タワーに134名収容するとして、先に近くの住民が避難してきた場合に入室を拒否するのか。</p> <p>具体的に言うならば、川口地区専門の避難タワーですよということで川口地区の住民に許可書、通行許可書あるいは切符でも渡しておくのか。その切符がなければ、この避難タワーには登れませんよというふうにするのか。いざ災害、いざ津波警報が出されれば我先と避難したいのは当たり前の話でございます。そこでそれを優先して避難タワーに避難させるのか。弱者が一番遅く来るんですよ。来たときに川口地区から50分かけて毎秒50センチ、毎秒0.5メートルの人が50分かけて来たときには満杯で1人も入れない、そういう人をどのようにするのか、その具体的な対応についてお答えいただきたい、これが3つ目です。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>まちづくり防災課長 (中野重男君)</p>	<p>答弁を求めます。</p> <p>まちづくり防災課長。</p> <p>それでは、馬場議員にお答えをいたします。</p> <p>まず新聞等の関係でございますけれども、あくまでも新聞の内容についての部分を見れば当町の全体の部分を見てほしかったという意味でございますが、今タワーの予算だけを挙げているということの意味とは若干私のほうの説明がちょっと足りなかったのかなと思っております。</p> <p>予算は基本的に精査させて、今、設計等が上がった順次皆様方にお諮りして承認をいただくという順番がございます。</p> <p>それから2つ目でございますが、選挙とそのタイミングということで理解しましたが、おくれたということは、いささか大変残念ですが、申しわけないと思っております。</p> <p>ただ、それがためのおくれたという理由とはまた異なるということもまた1つであり、先ほど前回にもお話しした3つのポイント</p>

		<p>トの解釈あるいは耐震化等のポイントも含めて総体的に勘察して検討した結果だということをもたご理解をいただければと思います。</p> <p>もう1つに、3つ目は大変厳しい質問と受け止めております。</p> <p>私どもは津波避難計画、今、タワーがない状態で作っておりますが、そのタワーができ、松原地区に階段をつくり、百石道路にも階段をつくり、そしていろいろなソフト事業も含めて全体でやろうとしているわけですけれども、もちろん四季を通じての関係でサイン、表示板等の設置も考えております。それらをソウコウして先着順で来た場合どうするのかというご懸念は私どもも想定しなければならない範疇だと思います。突然の災害ですので、住民がパニックになるということを想定はして、今後それらのことを検証しながら避難計画をきちんとつくって、これであれば十分住民の方々にご協力をいただけて避難できる内容ということで、きちんとお示しをさせていただいて実動訓練をやり、反省をして少しずつではありますが、段階を踏んで充実した内容で皆様方に納得していただけるように工夫させていただければと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>町長。</p> <p>私からの部分があるように思いますので。</p> <p>津波タワーについて、まちづくり防災課のほうでは本当に一生懸命、昼夜を問わず、夜遅くまで頑張っているのは私も見ております。しかし、結果として、こういうふうにおくられてきたことも事実でありますので、深く反省すべきところは反省したいというふうに思っております。</p> <p>私が町長就任したのは3月26日でありますけれども、それから町長室に入ってヒアリングを受けながらいろいろ議論しましたけれども。だから、私がかわったからおくれたということには当たらないと思っています。</p> <p>というのは、行政の継続性というのがありますし、いろいろなものこれまでのまちづくり防災課長が説明したように非常に2年たち、3年近くになると変化してきているんですね、基準も。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (三村正太郎君)</p>	

		<p>いわゆる国の基準等も。それらも踏まえての今度は、どうしたら継続性を保ちつつ避難タワー、住民の命を守れるかということでのベターな方法は何かということでは一生懸命議論しながらやってきました。結果として移設ということが総合的に判断して、いいということになったわけでありまして。確かに説明会をしたりしてありましたから移設にかかわることで地区の説明会等があったのは事実であります、それと並行して、やはり移設についての津波タワーの問題についても国ともすり合わせをやりながら前に進めた経緯があります。</p> <p>ですから、私になったからおくれたということではありません。本当に一生懸命、担当課はやってきているというふうに思っておりますので、今ここで、もう年度は27年度で決まっておりますので、何としましてもひとつご理解をいただきたいというふうに思っておるところでございます。</p> <p>15番。</p> <p>おっしゃるとおり担当課は一生懸命やっていると。首長の指示を受けながら、あるときは右へ突っ走り、あるときは左へ突っ走り、昼夜を問わず一生懸命やっておられると思いますけれども、課長の答弁の中に、今後防災計画をきっちりつくって納得してもらいたいと考えているということですが、現時点で想定できる避難タワーへ避難できる人をどうやって色分けするのか、現時点で想定できるお考えをお聞かせいただけます。</p> <p>それと町長の答弁の中で町長がかわったからおくれたというわけではございませんという答弁でございましたけれども、しからば、当初の建設計画を承認した私たち議会に対して、計画の変更は議会の承認を得る必要がない、そちらのほうがベターだと判断したと。私たちの意見は聞いていないわけですね。ただし、お金の承認は議会の承認が必要だから、しようがないから議案として提出されているわけですが、しからば、当初の計画どおりの場所で国が求める予算の削減、そういったことに努力をして進めた場合、どちらが早く計画が進んでいたと思うか、そのことをお尋ねしたいと思います。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>15番 (馬場正治君)</p>	

答弁	<p>佐々木議長</p> <p>まちづくり防災課長 (中野重男君)</p>	<p>答弁を求めます。</p> <p>まちづくり防災課長。</p> <p>1点目の色分けの方法ということのご質問でございますが、子どもが計画している分については、あくまでも計画上は川口地区の134人という説明をさせていただきました。そして、その施設の使い方も地区の説明会においては、すみ分けをさせていただいて地域を区分をさせていただき、松原の階段やらそれらの形できちんと住民に周知をさせていただきますよという説明をさせていただきました。あくまでも子どもはそれらをきちんと使い分けていただくように、きちんと説明をさせ、周知をさせていただいて訓練も含めてこれから充実した使い方あるいは避難の方法を示させていただきたいというふうに思っております。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (三村正太郎君)</p>	<p>町長。</p> <p>川口地区に津波タワーをそのまま前町長のやっておられるとおりやったほうが早かったのか、それから今の移設のほうが早かったのか、それを聞かれていると思うんですけども、それがやってみないとわからないのが現実だと思います。</p> <p>とにかく当時の町長さんもそれよしとして皆さんと一緒にやってきたわけございまして、それはそれとして、私も行政の継続性ということを考えながらも先ほど申し上げたことをやってきましたけれども、いずれにいたしましても、その日一日一生懸命取り組んでやってきたということで、どっちが先になったかというのはちょっとわかりませんが、川口地区にすれば早く完成したのか問われても、それはちょっとわかりませんので、いずれにしても私がバトンタッチをしてからも担当課とともに国のすり合わせ等々いろいろなことをスタッフと一緒に真剣に一生懸命スピードアップを図るように頑張ってきたということとはご理解を正治さんにはお願いしたいと思っております。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>15番</p>	<p>15番。</p> <p>3回目になりますけれども、お考えについては、立場上の答弁</p>

答弁	(馬場正治君)	については理解をいたしますけれども、間違いなく3月議会で私たちが承認した予算で4月から着手していれば、もう工事は進んでいるだろう。用地の買収も済み、着工されているということが十分想定されるわけです。計画の変更があって3月に承認した予算を今回補正で提案しているので、間違いなく6カ月それでおくれているということは事実だと私は申し上げたい。それに対する反論があるのであれば、どうぞお聞きしたいと思います。
	佐々木議長	防災課長。
	まちづくり防災課長 (中野重男君)	若干説明が足りなかった部分があるかと思います。 今回の工事費につきましては、工事費はあくまで今回、詳細設計がまだできませんが、概算ということで今回計上させていただきました。こういうことで前の6億とかあれば、あくまでも計画の中で、であれば国が調査設計などで先に調査設計をしてくださいということで調査設計費を盛ったと。そして、今その工事費が上がったという順番でございます。 それから、大変申しわけありません、先ほどの平野議員のご質問の入札の件でございますが、入札は1回で初年度でやりますが、前払いという形で契約の中の前払い金という形で今回の設定をさせていただいているということでございます。
	佐々木議長 (議員席)	ほかにございませんか。 **なしの声**
	佐々木議長	なしと認め、第6款から第10款までの質疑を終わります。 以上で歳出全款についての質疑を終わります。
	佐々木議長	ここで時間を延長いたします。 それでは30分まで休憩いたします。 (休憩 午後 3時16分)
	馬場副議長	議長を交代し、会議を開きます。 (再開 午後 3時30分)
	馬場副議長	次に、給与費明細書及び継続費に関する調書並びに地方債に関する調書について質疑を受けます。35ページから42ページです。

当局の説明	(議員席) 馬場副議長	<p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、給与費明細書及び継続費に関する調書並びに地方債に関する調書についての質疑を終わります。</p> <p>次に、第2表、継続費及び第3表地方債補正についての質疑を受けます。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	(議員席) 馬場副議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、第2表及び第3表についての質疑を終わります。</p> <p>以上で本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	(議員席) 馬場副議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第48号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 馬場副議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	馬場副議長	<p>次に、日程第16、議案第49号、平成26年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>環境保健課長。</p>
	環境保健課長 (松林由範君)	<p>それでは、議案第49号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の109ページをごらんください。</p> <p>本案は既定予算の総額に歳入歳出それぞれ2,267万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ28億3,136万4,000円とするものであります。</p> <p>歳出の主な内容につきましては、定期人事異動により人件費を減額したほか、保険給付費及び平成25年度事業実績により療養給付費等の国庫負担金の返還金を計上するものであります。</p> <p>歳入の主な内容につきましては、療養給付費等交付金及び平成</p>

		<p>25年度からの繰越金を計上し、繰入金を減額するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	馬場副議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>第1表歳入歳出予算補正のうち歳入全款についての質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。ページ数は3ページから4ページです。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	(議員席)	
	馬場副議長	<p>なしと認め、歳入全款についての質疑を終わります。</p> <p>次に、歳出全款についての質疑を行います。5ページから8ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	(議員席)	
	馬場副議長	<p>なしと認め、歳出全款についての質疑を終わります。</p> <p>次に、給与費明細書についての質疑を受けます。9ページから10ページです。</p> <p>3番、平野議員。</p>
質疑	3番 (平野敏彦君)	<p>9ページですが、一般職の職員数が1名減になっております。これは退職されたのですか。ちょっと説明願います。</p>
	馬場副議長	<p>答弁を求めます。</p> <p>総務課長。</p>
答弁	総務課長 (澤上 訓君)	<p>それでは、お答え申し上げます。</p> <p>人事異動によりまして、国保会計から一般会計のほうに異動したということでございます。</p>
	馬場副議長	<p>3番、平野議員。</p>
質疑	3番 (平野敏彦君)	<p>会計間の異動というふうなことでありますけれども、じゃあ、国保事業の総体的に予算が減っているわけでもないんですけれ</p>

<p>答弁</p>	<p>馬場副議長</p> <p>総務課長 (澤上 訓君)</p>	<p>ども、業務量が落ち込んで減らしてもいいというふうな見込みなのか、ちょっと減になった理由というのはもっと詳しく説明できますか。</p> <p>総務課長。</p> <p>ちょっと言葉足らずでありました。</p> <p>育児休暇で休んでいた職員が復帰したということになります。仕事に対しての人が減ったということではなく、それまで育児休暇で休んでいたということでございます。ですので、仕事への影響といたしますか、それはないものと思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場副議長</p> <p>環境保健課長 (松林由範君)</p>	<p>環境保健課長。</p> <p>私、昨年その人事で、この予算のときに担当しておりましたので補足したいと思いますが、環境保健課の国保担当の職員が育児休業に入って、そのまま在籍したままの状態、昨年度からそのまま在籍したままの状態でした。当初予算は、ご存じのように12月時点で取りまとめをして3月で議決しておりますので、1人多い状態での予算を見ておりました。それを定期人事異動によりまして当該職員が異動したことによりまして1減という形になったということでございます。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場副議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番、平野議員。</p> <p>それだと了解しました。</p> <p>今の説明で補正前が6で、補正後が5になっているわけですから、減っているわけですね、実際に。ただ、積算時点で育児休業中の者を含めて6で計上したんだというふうなことであれば理解できます。</p> <p>ただ、私が質問でも言っていますように、非常に保健業務というもののサービスが職員にとっては事務処理、そういうふうなものからいっても条件が満たされているというふうな理解はしていないようで、こういうふうな余裕があったら保健師とかそうい</p>

<p>当局の説明</p>		<p>うふうなものサポートの事務をさせるとか、そういうふうな ことにも充ててもらえたら、さらに町民の、いろいろな意味で健康 管理、そういうふうなものができるんじゃないかということで質 問しました。課長にあつては、この辺を心にとめて対応してい ただければと思います。</p> <p>以上です。</p>
	<p>馬場副議長 (議員席)</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>馬場副議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、給与費明細書についての質疑を終わります。 以上で本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>馬場副議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。 これから議案第49号について採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>馬場副議長</p>	<p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>馬場副議長</p>	<p>次に、日程第17、議案第50号、平成26年度おいらせ町奨 学資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とい たします。 学務課長。</p>
	<p>学務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>では、議案第50号についてご説明申し上げます。 議案書の112ページから114ページをごらんください。 本案は既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10 1万1,000円減額し、歳入歳出予算の総額を1,626万3, 000円とするものであります。 その内容について申し上げますと、歳出については貸付金額の 確定により貸付金126万円を減額、5件の寄附金があったこと により積立金を24万9,000円増額するものであります。 一方、歳入におきましては、寄附金収入を24万9,000円</p>

<p>答弁</p>	<p>馬場副議長</p> <p>学務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>うなものにもかかわってくるんじゃないかと思いますが、まず教育委員会としての考え方をお聞かせいただきたいと思います。</p> <p>学務課長。</p> <p>新聞についておりました八戸市の取り組みなんですけれども、非常になかなかすばらしい取り組みをしているなというのが正直な感想でございます。</p> <p>改めて私どもも原資がございます。原資を次の世代まで引き継ぐのも私どもの義務ではないかと私は思っております。新たに入ってくる財源があると、ああいうふうなことも考えられるのかなというのが正直な考えでございます。</p> <p>ただ、今回、八戸市のほうであのような取り組みを行っていますが、今後おいらせ町でやるか否かは別にして、せつかくの機会ですので、今後のために勉強がてらお話を聞くのもよいのかなと感じております。</p> <p>以上になります。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場副議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番、平野議員。</p> <p>課長は新聞を見てそのまま言っていますけれども、やはり教育委員会としても、そのスタンス、独自の発想があるかどうかというふうなのは、教育長でも委員長でもいいんですけれども、その思いをお聞かせいただきたいと思ひますし、私は今の原資だけではなくて、例えば教育資金を受けた方で大学を卒業し、そしてまたいろいろな企業に就職して地位についている人があります。私はやはりそういうふうな方々が一生懸命町を思い、償還をしながら気持ちが常においらせ町にあるというふうなのはすばらしいことだと思ひますし、原資のほかに教育委員会そのもので、もっと収入を得るような手だて、方法があれば、例えば独居の場合ですと、八戸の場合ですと、東京にある学生寮の跡地を賃貸して、その収入を充てるといふふうな、原資を生み出そうといふふうなことで発想しております。</p> <p>町としても、例えば町有地とかそういうふうなものを有効活用してそちらの財源に充てようとかといふふうな発想もあっても</p>

答弁	<p>馬場副議長</p> <p>教育委員長 (加藤正志君)</p>	<p>いいんじゃないかと思いますが、加藤教育委員長はずっと長いわけですから、その辺教育委員会として方向づけは将来的に可能だというふうな思いがあるのか、必要だというふうな思いがあるのか、委員長のほうからお聞かせいただければと思います。</p> <p>職名を告げ、挙手をしてから発言してください。 教育委員長。</p> <p>今、平野議員からお尋ねがありました奨学金でございますが、理想としては大変すばらしいと私自身思いますし、原資がありますと、ぜひそういう将来を背負って立つ、特に先ほどもお話ありました高等教育、特に。そして高等教育については非常に教育資金がかかるということはよく言われておりますし、奨学金も返済をできかねる方が、やはり今の社会情勢を反映してしまして、なかなか就職につけないと。返済もかなり滞っている方もおります。そういう中で当町出身の方に、そういう高等教育を継続していく勉学の機会を与えるという意味では私も賛成でございます。</p> <p>ただ、いかんせん、それをどういうふうに資金を、財源を確保していくか、それについては、また教育委員会として、そして考えていきたいと思っておりますので、今現在の時点では、すぐやるとか、将来的な展望として考えて、私どもも知恵を絞っていきたく思いますので、そういうことでご理解いただければと思います。よろしく申し上げます。</p>
答弁	<p>馬場副議長</p> <p>学務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>先ほどの提案理由で若干間違いがございましたので、訂正させていただきます。</p> <p>最後のほうで25年度の当該会計の決算剰余金が発生することから前年度繰越金14万6,000円を増額すると言いましたが、正式には14万5,000円を増額になります。大変申しわけございませんでした。</p>
	<p>馬場副議長 (議員席)</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>

<p>当局の説明</p>	<p>馬場副議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>なしと認め、歳入歳出全款についての質疑を終わります。</p> <p>以上で本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>馬場副議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第50号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>馬場副議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>馬場副議長</p>	<p>次に、日程第18、議案第51号、平成26年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>地域整備課長。</p>
	<p>地域整備課長 (澤口 誠君)</p>	<p>議案第51号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の115ページから118ページをごらんください。</p> <p>本案は既定予算の総額に歳入歳出それぞれ48万円追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億885万4,000円とするものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、歳出では職員の児童手当額変更等に伴い、人件費を増額することと、平成25年度馬淵川流域下水道維持管理負担金の精算に伴う負担金を追加計上し、歳入では平成25年度決算の確定により前年度繰越金を追加計上し、これに伴い一般会計からの繰入金を減額するものであります。</p> <p>なお、地方債の補正につきましては、事業費の変更に伴い、限度額を変更するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>馬場副議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。</p>	

		<p>第1表歳入歳出予算補正のうち歳入歳出とも全款についての質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(議員席) **なしの声**</p> <p>馬場副議長 なしと認め、歳入歳出全款についての質疑を終わります。</p> <p>馬場副議長</p> <p>次に給与費明細書及び地方債に関する調書についての質疑を受けます。21ページから23ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(議員席) **なしの声**</p> <p>馬場副議長 なしと認め、給与費明細書及び地方債に関する調書についての質疑を終わります。</p> <p>次に第2表、地方債補正についての質疑を受けます。議案書の118ページです。</p> <p>(「副議長…俺のがないんだよ」の声)、事項別明細書に給与費明細書のページがありますよ。(「はい、了解」の声)、いいですか。はい。</p> <p>それでは、次に第2表、地方債補正についての質疑を受けます。議案書の118ページ。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(議員席) **なしの声**</p> <p>馬場副議長 なしと認め、第2表についての質疑を終わります。</p> <p>以上で本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>(議員席) **なしの声**</p> <p>馬場副議長 なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第51号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(議員席) **なしの声**</p> <p>馬場副議長 異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>馬場副議長</p> <p>次に、日程第19、議案第52号、平成26年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とい</p>
--	--	---

<p>当局の説明</p>	<p>地域整備課長 (澤口 誠君)</p> <p>馬場副議長</p> <p>(議員席)</p> <p>馬場副議長</p> <p>(議員席)</p> <p>馬場副議長</p> <p>(議員席)</p> <p>馬場副議長</p> <p>馬場副議長</p>	<p>たします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>地域整備課長。</p> <p>議案第52号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の119ページから121ページをごらんください。</p> <p>本案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ116万1,000円追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,511万円とするものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、歳出では、住吉地区マンホールポンプ1カ所の老朽化に伴う更新工事費を追加計上し、歳入では平成25年度決算の確定により前年度繰越金を追加計上し、これに伴い、一般会計からの繰入金を減額するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>第1表歳入歳出予算補正のうち歳入歳出とも全款についての質疑を行います。事項別明細書27ページから28ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、歳入歳出全款についての質疑を終わります。</p> <p>以上で本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第52号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、日程第20、議案第53号、平成26年度おいらせ町介</p>
--------------	---	---

<p>当局の説明</p>	<p>介護福祉課長 (倉館広美君)</p> <p>馬場副議長</p> <p>(議員席)</p> <p>馬場副議長</p> <p>(議員席)</p> <p>馬場副議長</p> <p>(議員席)</p> <p>馬場副議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>介護福祉課長。</p> <p>議案第53号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の122ページから124ページをごらんください。</p> <p>本案は既定予算の総額に歳入歳出それぞれ3,187万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,438万円とするものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、歳出では平成25年度介護給付費の確定に伴う国庫等への返還金を計上し、歳入では前年度繰越金を計上いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>第1表歳入歳出予算補正のうち歳入歳出とも全款についての質疑を行います。事項別明細書31ページから35ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、歳入歳出全款についての質疑を終わります。</p> <p>次に、給与費明細書についての質疑を受けます。37ページから38ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、給与費明細書についての質疑を終わります。</p> <p>以上で本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第53号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
--------------	---	--

当局の説明	馬場副議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	馬場副議長	次に、日程第21、議案第54号、平成26年度おいらせ町公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 企画財政課長。
	企画財政課長 （小向道彦君）	それでは、議案第54号についてご説明申し上げます。 議案書125ページから127ページをごらんください。 本案は、歳入におきまして前年度繰越金20万6,000円を計上し、これに伴い、一般会計繰入金を減額するものであります。 以上で説明を終わります。
	馬場副議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑は事項別明細書により行います。 第1表歳入歳出予算補正のうち歳入全款についての質疑を行います。事項別明細書41ページです。 質疑ございませんか。
	（議員席）	***なしの声***
	馬場副議長	なしと認め、歳入全款のついでに質疑を終わります。 以上で本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。
	（議員席）	***なしの声***
	馬場副議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第54号について採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（議員席）	***なしの声***	
馬場副議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。	
馬場副議長	次に、日程第22、議案第55号、平成26年度おいらせ町後	

<p>当局の説明</p>	<p>環境保健課長 (松林由範君)</p> <p>馬場副議長</p> <p>(議員席)</p> <p>馬場副議長</p> <p>(議員席)</p> <p>馬場副議長</p> <p>(議員席)</p> <p>馬場副議長</p> <p>馬場副議長</p>	<p>期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>環境保健課長。</p> <p>それでは、議案第55号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の128ページから130ページまでをごらんください。</p> <p>本案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ68万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,282万5,000円とするものであります。</p> <p>歳出につきましては、平成25年度の精算により後期高齢者広域連合納付金を増額し、歳入につきましては、平成25年度の繰越金を計上するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>第1表歳入歳出予算補正のうち歳入歳出とも全款についての質疑を行います。45ページから46ページ。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、歳入歳出全款についての質疑を終わります。</p> <p>以上で本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第55号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、日程第23、議案第56号、平成26年度おいらせ町病</p>
--------------	---	---

<p>当局の説明</p>	<p>病院事務長 (山崎悠治君)</p>	<p>院事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>病院事務長。</p> <p>それでは、議案第56号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書131ページをごらんください。</p> <p>本案は、当初予算の第3条に定めました収益的収入及び支出の既決予定額に288万9,000円を追加し、予算の総額を10億549万4,000円とするほか、第4条に定めました資本的支出の既決予定額に1,008万5,000円を追加し、支出予算の総額を1億1,989万2,000円とするものであり、資本的収入の不足額3,457万4,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。</p> <p>続きまして、補正予算の主な内容についてご説明申し上げます。</p> <p>補正予算に関する説明書47ページをお開きください。</p> <p>まず収益的収入の1項医業収益では7月末現在の患者数が当初予算で見込みました患者数に達していないことから入院及び外来収益を減額したものであります。</p> <p>2項医業外収益では、2目他会計補助金に不採算地区病院に係る経費として一般会計からの繰入金323万9,000円を追加し、8目訪問看護ステーション収益では医療保険の利用者の減により一般訪問看護療養費を220万円減額し、収入額が支出に対して不足する分として一般会計からの繰入金を他会計補助金に500万5,000円を追加しております。</p> <p>また3項特別利益の2目過年度損益修正益では会計制度の見直しによりリース資産の償却済みの分として過年度長期前受金戻入を計上したところでありましたが、正しくは、このうち減価償却済みの分を控除した額を計上するものであったため、これを減額し、新たに過年度リース料戻入として、さらに修学資金の貸付金は資本的支出により経理することとしたことに伴い、過年度修学資金貸付金戻入を追加計上したものであります。</p> <p>次に、49ページ、収益的支出の1項1目では訪問看護ステーションに対する職員の配置がえや育児休業、事務職員の減による給与費の減額であります。</p>
--------------	--------------------------	---

		<p>続きまして、50ページの3目経費では、医療機械の年数経過とともに修繕費が嵩んできたことから補修委託へ切りかえるための経費等を計上しております。</p> <p>51ページの2項5目の訪問看護ステーション費では、3月末で臨時看護師が1名退職したことに伴い、4月から職員2名、臨時職員1名体制としたことから配置がえした職員給与費の追加と臨時看護師給を減額し、6目修学資金貸付費では国の基本通知により正しくは出資金、貸付金等は資本的支出に計上することとされているため、これを減額し、資本的支出へ振りかえるものであります。</p> <p>52ページでは8目長期貸付金貸倒引当金として修学資金貸付金貸倒引当金を、3項特別損益には過年度修学資金貸付金貸倒引当金を計上しております。</p> <p>次に、54ページの資本的支出の1項建設改良費には今年度の診療報酬の改定に伴い新設されました包括ケア、入院医療管理料の施設基準の算定条件をクリアするためのDPCソフトウェア購入費と3項に投資その他の資産として収益的支出から振りかえました修学資金貸付金を計上しております。</p> <p>なお、収入額が支出額に対して不足する3,457万4,000円は当年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>本案については議案書と補正予算実施計画により一括で質疑を行います。議案書の131ページから132ページ、実施計画の47ページから55ページでございます。</p> <p>14番、松林議員。</p> <p>ちょっと何点かお伺いします。</p> <p>入院の収益とか外来収益、7月末で患者数が減っているということですけども、1,250万余り減額しております。当初見込んだ入院患者、外来患者、何名減ってこの数字に、減額した後の数字を教えてください。</p> <p>この時期でこの減額ですから、今後3月までもっと患者が減る</p>
質疑	<p>馬場副議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	

<p>答弁</p>	<p>馬場副議長</p> <p>病院事務長 (山崎悠治君)</p>	<p>可能性はあると、そのように事務局長は思っているのか、お伺いします。</p> <p>それから、看護師とか事務員の育児休業、事務員は減額、このまま減っている理由、事務員は減額をしても支障はないということなのか、その点、金額の減っている要因をもう一度お伺いしたいと思います。</p> <p>それから、ちょっとわかりにくいんですけども、修学資金の貸付金300万減額したり、次のページでは長期貸付倒引当金、ここには330万追加しております。54ページは長期貸付、長期貸付というのは、ここに5万円というのが1人、60万と書いていますけれども、これは長期というのは何年を指して長期貸付になっているのか、その点お伺いします。</p> <p>病院事務長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>まず入院と外来の患者数でございますけれども、当初、予算で計画しておりました人数に比較いたしまして、これは7月末現在の比較になりますけれども、予算のほうでは年間分の患者数を見込んでおりますけれども、これを毎月12等分いたしまして、それを計画額としております。</p> <p>それに対しまして、入院のほうでは計画額が6,856人に対して720人減の6,022人、昨年の実績からいきますと114人増の6,136人となっております。計画に対しましては9割方ということになります。</p> <p>外来でございますけれども、こちらのほうは計画が7月末で1万4,431人に対して、ちょっとお待ちください。計画が1万4,431人に対して1,826人の減。実績でございますけれども、こちらは昨年に比較して1,043人の減、計画に対する比率は87%となっております。</p> <p>ご指摘のように、このように減って、当初予算で見た分よりは減ってはきておりますが、実績では入院患者が微増、外来患者は減ということで、このように推移していくかとは思いますが、予算で見込んだよりは、かなり減少になるのではないかと予想しております。</p>
-----------	---------------------------------------	--

<p>質疑</p>	<p>馬場副議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>それから給与費でございますけれども、給与費では、この減額につきましては訪問看護ステーションのほうに職員を1人、病棟のほうから持っていったと、これは3月末で臨時職員が退職になったために訪問看護ステーション3人なければ、なかなか継続は難しいものでございますので、そのために職員、今までは1人だったんですけれども、2人体制にして3人を確保したということで、あと事務職員のほうは病院には昨年まで4名の職員が配置になっておりましたけれども、これが3名になりましたので、その分の職員給与を減額したと。そのほかには育児休業、これらのものの給与を減額しております。</p> <p>次に、長期貸付金でございますけれども、これは地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に関する取り扱いという国からの基本通知があるわけなんですけれども、これによりますと、資本的支出には建設改良費、それから企業債償還金、そして一般会計からの長期借入金償還金、そのほかに出資金、貸付金等を計上することとされております。今までは収益的支出のほうに計上してきましたけれども、これからいくと、それが誤りであったということで、今回、資本費のほうに長期貸付金として計上させていただきました。</p> <p>それで、どのくらいの長期貸付金かということのご質問ですが、こういう学生とか、あるいは職員に対する貸付金、この貸付金そのものはこちらの資本的支出のほうに計上するということとされております。</p> <p>それで、ここの修学資金の貸付金660万でございますけれども、これは現在、3名の方に貸し付けしておりますので、それぞれ貸付期間は、1人の方は来年の3月で終わりますが、そのほかは29年の3月、31年の3月、ここまでの期間で貸し付けをすることとしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>14番、松林議員。</p> <p>患者が減ると病院の経営にも支障が出てくると思って質問するんですけれども、入院患者では756人ですか、通院患者では1,800を超えているという答弁ですけれども、これは年間を</p>
-----------	-------------------------------------	--

<p>答弁</p>	<p>馬場副議長</p> <p>病院事務長 (山崎悠治君)</p>	<p>プールしての患者が主であろうということだろうと思いますけれども、この数字でおさまると、1年間通して患者の減るぐあいは、このくらいでおさまるであろうという事務局長の見解なのか、お伺いいたします。</p> <p>もしかすると、もっと減る可能性もあるよということなのか、お伺いいたします。</p> <p>それから事務員は去年までは4名だったと。そして今回は3名になりましたということですが、3名体制で支障はないと、このように理解していいのか、お伺いいたします。</p> <p>それから、もう1点は現在、修学資金、この貸し付け、病院の先生の卵の貸付金だと思いますけれども、現在1名で私は理解していますけれども、この修学資金。それでよろしいでしょうか。その点、3点お伺いいたします。</p> <p>病院事務長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>まず患者の減でございますけれども、当初予算で見込んだ患者数に対しては、まだこれからも減っていくと思われま。ただし、昨年と比較していきますと、先ほども申し上げたけれども、入院患者数では昨年よりはふえてきておりますが、外来患者では長期処方等の影響もありまして実数が昨年よりも減ってきております。</p> <p>しかし、外来に関しましては患者1人当たりの収益のほうはふえてきておりますので、収入がなければ支出も少ないということにはなりますけれども、このままの状況でいきますと、昨年と同じぐらいの収益が見込めるのではないかと考えております。</p> <p>それから、事務職が4名から3名に減になったということですが、これで支障がないかということですが、病院としましては職員4人体制でやっていきたいとは考えておりますが、いろいろな事情がありまして、今現在3名の配置になっております。それを補填するために臨時の事務職員を採用して対応しておりますので、これで何とか乗り切っていきたいと考えております。</p> <p>それから奨学資金の貸付金の人数でございますけれども、現在</p>
-----------	---------------------------------------	--

<p>質疑</p>	<p>馬場副議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>貸し付けしている方は弘大の今現在6年生ですね、この方が1人と、それから同じく弘大の2年生の2人、それと岩手医科大学の生徒、この3名に貸し付けをしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>3番、平野議員。</p> <p>今のをもう一回確認します。54ページ。弘大の6年が1名、それから2年生が2名。この奨学金の貸付金で見れば5万円が1人、20万が2人、12カ月、それから6月が1人ということで4人になるんじゃないかなと思うんだけど、この内訳をもう一回説明をお願いします。</p> <p>私もこの病院の、昨年もそうですけれども、今、決算のほうでもまた出てきますから、ただ、ちょっと私が気になっているのが1つあります。</p> <p>というのは、外来の部分で今現在、午後休診が週2回あったように感じましたけれども、そうなりますと、外科とかそういうふうな部分で手術があって午後休診というのはわかりますけれども、それ以外のものも全部休診になっている、本来休診しなくてもいいところも休診になっているように聞いていますけれども、ほかの病院、公立病院ですと午後休診というのは、例えば曜日を決めて手術をする日を定めているから、その部分が休診だよというふうなことで、関係ない部署は診療しているわけで、その辺病院の場合は全部が休診というふうな形で聞いたんですが、そうなりますと、例えば医師が午後休診で診療をしないことになるわけで、そうすると、事務的な部分も業務が減るわけで、そしたら業務が減ることになるんじゃないですか。委託をしてちゃんと請求事務とかそういうふうなのがあるわけですから。</p> <p>やはりどうやって稼働させて、それだけの業務実績を上げるかというふうな部分については、一番頭の医者が、給料の高いところが休診だというふうなことになれば、私はちょっとそこが合点いかないんですけども、この2点ちょっと説明いただきたいと思います。</p>
-----------	------------------------------------	--

<p>答弁</p>	<p>馬場副議長</p> <p>病院事務長 (山崎悠治君)</p>	<p>病院事務長。</p> <p>それでは説明いたします。</p> <p>先ほど松林議員の説明で少し不足がありましたので、それもあわせてご説明いたします。</p> <p>この予算書に掲載している660万、5万が12カ月、20万が12カ月の2人と。その下に20万が6カ月で1人ということで4人の人数になるんですけども、現在貸し付けしているのは、上2段の3名になりまして、今もう1方、これは自治医科大の2年生になりますけれども、貸し付けを希望されておりましたので、今回の予算に補正で追加計上したものであります。</p> <p>それから診療休診日でございますけれども、公立のほとんどの病院というのは大体午後が毎週というんですか、月曜日から金曜日まで休診というところが多いわけなんですけれども、当院とか、あとは名川さんとか、六戸の比較的小規模のところは午後もやっておりますけれども、当院に限りましては火曜日と木曜日を手術日として、午後をその手術の日に割り当てしております。当然それに対しては外科の医師が担当するわけなんですけれども、それ以外に内科等もございますが、内科の場合も、例えば老人福祉施設であります特養、こちらのほうの嘱託医とか産業医なんかもやっておりますので、それに対しては交代でそれぞれ行っておりますし、あと会議等もございます。それらの日に振り当てをしておりますので、ただ休んでいるということでは決してございません。</p> <p>そういうふうな体制をとってずっとやってきておりますので、これからもそういう形で継続されていくと思っておりますが、これでも医師等がもっとふえてくれば別な形での対応ができてくるかとは思いますが、少ない人数で、それも当直、月、大体5回、日直等もございますので、それらのこともいろいろと考えあわせますと、医師は朝の8時から当直なんかやると翌日の夕方5時まで33時間という時間働いておりますので、非常に週5回とか6回という当直なんかは、やってみると非常に大変な業務になりますので、その辺のところも考慮していただければと思いますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。</p> <p>以上で終わります。</p>
-----------	---------------------------------------	--

<p>質疑</p>	<p>馬場副議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番、平野議員。</p> <p>54ページのところで、そうすると12月と書いていますけれども、これは12カ月の、掛け算ですから、そういうふうな単位になるかと思えます。そうすると、今の予算の組みかえをしているわけですから、実際に補正されている額というのは自治医科大に要する20万掛ける6カ月、1人。120万がふえたというふうなことで理解をしていいのか、ちょっとそここのところもう一回お願いします。</p> <p>それから医師の関係ですけれども、当直、月5回、5日、そうすれば他の規模の小さいところというのは私が六戸の病院のほうを聞いたら10回だそうです。3人で。そういうふうな先生もいるというふうなことで、まず。前の赤字のときがそうでしたよ。3人で回していましたから。</p> <p>私は、病院というのは、いろいろな意味で本当に過酷なところだというふうなのはよくわかりますけれども、まずはドクターが働かなければ収入は上がりません。いくら事務のほう頑張っても収入にならないわけで。ですから、その辺はお互いに経営意識をちゃんと医師にも持ってもらおうというふうなことでは、町長もたまに顔を出して意識を持ってもらおうように働きかけをお願いしたいと思います。</p> <p>今のこのままでいきますと、昨年並の収入確保はできるというふうな事務長の説明ですけれども、私は結構、一般会計そういうふうなその他の会計から繰り入れが新規な部分で入っていますから、本来の営業活動、営業収益とそれから医業費用でペイできれば、私は経営は最高だと思いますけれども、そこまでいっていないなというふうな思いがあります。ですから、事務長には四半期ごとの実績をもって年間部分をちゃんと町長のほうにも報告しながら対応してもらったら、いろいろな意味で全体的に病院の経営についてはサポートできると思います。ですので、今の説明も、松林議員が心配するように今、第1四半期で、このままだら第2、第3、2、3、4で赤字になるんじゃないかというふうな危惧するわけですから、その辺を少し状況精査をして議会のほうにも随時報告をいただきますようお願いいたします。</p>
-----------	------------------------------------	---

	<p>馬場副議長</p> <p>病院事務長 (山崎悠治君)</p>	<p>病院事務長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>大変失礼いたしました。先ほど一番下の部分ということで20万掛ける6月の120万が今回の補正ということで申し上げましたけれども、これは誤りでありまして、当初予算に盛っていたのは300万であります。今年の3月の末に弘大の2年生の方から前に補正予算で予算をとった経緯もありますが、申し込みをされていて借入れの手続はしていなかった方が3月に急遽借入れしたいということで申請がありました。申請書等を精査した結果、貸し付けを決定して4月から貸し付けをしております。それで4月から1人と今回10月から借入れしたいという自治医科大の学生、この2人となりますので、240万と120万の360万を今回、追加補正という形になります。</p> <p>それから、医業収益の関係のご心配されているのは非常にありがたい話でございますが、状況等につきましては、先生も含めた病院経営懇談会、町長、副町長も含めまして、あとは看護師長なんかも含めまして会議を持っておりますので、この前8月29日にも会議を持ちました。それで経営の状況等を説明してお互いに認識を同じにしているところでございますが、これまで以上に経費の状況等を精査したものを町長に報告して経営を把握していただいて先生方と一緒に赤字が出ないような健全経営に持っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場副議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番、平野議員。</p> <p>経営については細心の注意を持って当たっていただきたい。</p> <p>最後に1点。今、54ページで弘大、それから自治医科大、この先生方は卒業すると、その病院のほうに勤務するというふうな、奨学金を利用して卒業した場合、病院のほうで勤務されるというふうなことになりますか。3名が随時病院のほうに入れば医師の充足率もぐっと高まるし、その効果というのはすごい大きいなど私は思いますけれども、この辺最後にお聞かせください。</p>

答弁	<p>馬場副議長</p> <p>病院事務長 (山崎悠治君)</p>	<p>病院事務長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>医師の修学資金の貸し付けに当たりましては申請書をいただいているわけなんですけれども、その添付書類の中には学業成績の証明書、それから健康診断の結果とか、そのほかに借入を希望するに当たっての当院に対する勤務するかどうか、その小論文ではないんですけれども、これからおいらせ病院に勤務するための抱負を書いたものをいただいております。それによりますと、さすがに医学生でございますので、いろいろないい意見を述べられております。それらを参考にして貸し付けておりますので、将来的には当病院に勤務していただけるものと思っております。</p> <p>もう1つ条件といたしましては、貸し付けに当たっては医師になってから、学校を卒業して2年以内に医師になってから10年以内に病院に勤めていただければ奨学金が免除になるということになっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質疑	<p>馬場副議長</p> <p>1番 (高坂隆雄君)</p> <p>馬場副議長</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>1番、高坂議員。</p> <p>54ページでお尋ねをします。</p> <p>自分が理解する上で確認をしたくて質問するわけですが、この長期貸付金、この上に既決予定額というのと補正予定額というのがあるんですが、この補正予定額というのは補正額として理解していいんですか。</p> <p>先ほど事務長が話すには、当初300万の予算があり、今回360万の補正額だという言い方でした。けれども、この資料を見ると、今回の補正額が660万で内訳が右側にある4名の方だと思っていましたので、その辺どうなのか、お答えをいただきたいと思えます。</p> <p>病院事務長。</p>

答弁	<p>病院事務長 (山崎悠治君)</p> <p>馬場副議長 (議員席)</p> <p>馬場副議長 (議員席)</p> <p>馬場副議長</p> <p>馬場副議長</p> <p>馬場副議長</p> <p>馬場副議長</p>	<p>それでは、お答えいたします。</p> <p>ここの54ページの資本費のほうに持っていきましては、まず収益的収支のほうから、そちらのほうの300万を減額して新たにこちらのほうに……。</p> <p>それでは51ページをごらんになっていただきたいと思えます。</p> <p>こちらのほうでは先ほども説明しましたが、こういう貸付金等は資本的支出に計上しなさいということになりましたので、こちらを減額して新たに資本費のほうの54ページのほうに項を設けまして、それで長期貸付費を計上したものでありますので、当初既決予定額としてはゼロ、今回補正予定額として660万を計上したということになります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第56号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>これで本日の日程はすべて終了いたしました。</p> <p>これで本日の会議を閉じます。</p> <p>あす10日は議案熟考のため休会とし、あさって11日は午前10時から予算特別委員会を開き、付託された議案の審査をお願いいたします。</p> <p>馬場副議長</p> <p>本日はこれで散会いたします。</p>
散会宣告	馬場副議長	本日はこれで散会いたします。

		<p>(散会時刻 午後4時36分)</p> <p>修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。 お疲れ様でした。</p>
--	--	---